

協働防護協定の手引き

令和8年5月

国土交通省 港湾局

目 次

第 1 章	はじめに	1
1-1	「協働防護」の意義	1
1-2	手引きの作成趣旨	2
1-3	「協働防護計画」等の概要	4
第 2 章	協働防護協定について	6
2-1	「協働防護協定」の必要性	6
2-2	「協働防護協定」の適用範囲	8
2-2-1	協定の対象区域	8
2-2-2	協定の締結者	11
2-2-3	協定の対象施設	15
2-3	「協働防護協定」締結までの流れ	18
2-4	「協働防護協定」の締結による効果	24
第 3 章	協定締結における留意点	25
第 4 章	協働防護協定書の作成例	27
4-1	「協働防護」における協定項目（例）	27
4-1-1	協定項目例の設定方針	27
4-1-2	協定項目例の分類	29
4-2	協定書の作成例及び解説	31
4-2-1	協定書の構成例	31
4-2-2	協定書の作成例及び解説	32
	第 1 条（目的）	33
	第 2 条（対象区域及び特定港湾施設）	34
	第 3 条（特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準）	35
	第 4 条（事前協議）	36
	第 5 条（実施状況の報告等）	37
	第 6 条（特定港湾施設の整備の方法）	37
	第 7 条（特定港湾施設の管理の方法）	38
	第 8 条（協定関係者による情報連絡会等の設置）	39

第 9 条（特定港湾施設等の土地・施設売買等時の情報伝達）	39
第 10 条（特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法）	42
第 11 条（守秘義務）	45
第 12 条（違反行為）	46
第 13 条（違反行為に対する措置）	48
第 14 条（事業実施におけるリスク負担の原則）	51
第 15 条（安全管理）	52
第 16 条（協定の有効期間）	53
第 17 条（協働防護計画における外力条件変更等に係る協議）	53
第 18 条（本協定の変更又は廃止）	54
第 19 条（疑義に関する協議）	55
参考：推奨事項に関する条文例	56
別紙 1 対象区域・特定港湾施設の位置図	58
別紙 2 特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準について	59
4-3 協定内容等チェックリスト	61

第1章 はじめに

1-1 「協働防護」の意義

2025年6月に取りまとめた「協働防護計画作成ガイドライン」においても明示しているとおり、我が国の港湾は、貿易量の99.6%を扱う重要な社会インフラであり、その背後地となる港湾所在市町村は、約6,000万人の人口と150兆円の製造品出荷額等を擁し、いずれも全国の約半数を占めるなど、我が国の国民生活、経済活動にとって極めて重要な地域である。港湾においては海岸保全施設より海側のいわゆる堤外地に物流機能が集中するとともに、それと関連が深い様々な企業が立地している。

しかしながら、港湾は、水際線に存在する特性上、構造的に高潮・高波・津波の影響を受けやすい地域であり、海面水位上昇や台風の強度の増大など、今後見込まれる気候変動の影響が不可避となる地域である。加えて、今後さらに気候変動に伴う平均海面水位の上昇や台風の強度の増大などが見込まれており、公共・民間問わず、高潮・高波・津波の災害リスクは増大していくものと考えられ、公共・民間の多様な主体が集積する港湾において、例えば一部の主体が所有する護岸の嵩上げ等が不十分である場合、浸水被害が港湾広域に及ぶため、物流機能や産業機能に支障が生じるおそれがある。

上記を踏まえ、関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を総合的な防災・減災対策として実施することで、「協働防護」による気候変動への適応が可能となり、災害リスクの増大への対応が可能となる。また、港湾の臨海部における防護レベルが向上することにより、港湾背後地を含む周辺地域への浸水リスクが低減され、港湾所在市町村全体としての防災・減災力の向上にも寄与することが期待される。

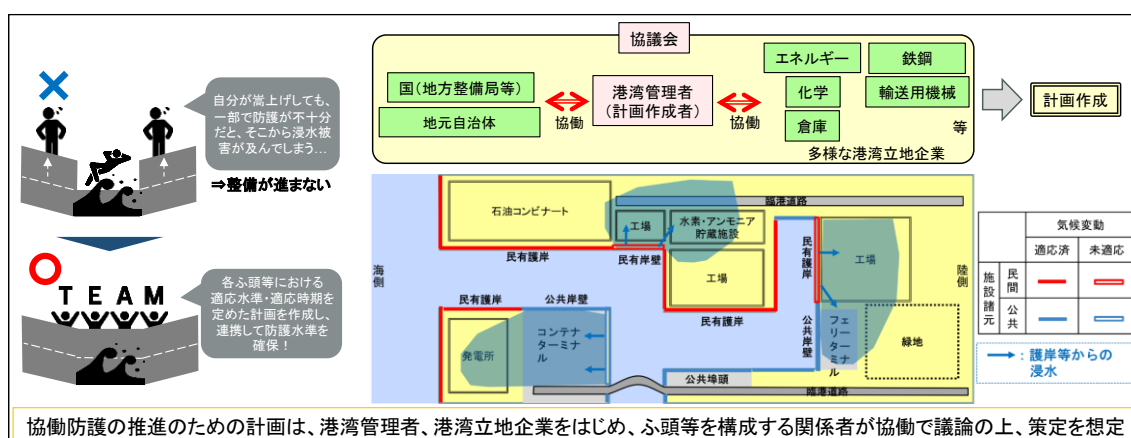


図 1-1 協働防護のイメージ図

1-2 手引きの作成趣旨

前述のとおり、我が国の港湾は、貿易量の 99.6%を担い、その背後地となる港湾所在市町村は、約 6,000 万人の人口と 150 兆円の製造品出荷額等を擁するなど、国民生活、経済活動にとって極めて重要な地域である。

他方、港湾は、水際線に存在する特性上、海面水位上昇や台風の強大化など、将来発生しうる気候変動の影響が避けられない地域でもある。

港湾における気候変動適応については、2024 年 3 月の「港湾における気候変動適応策の実装方針」をとりまとめるとともに、改正港湾法(2025 年 4 月成立)により、協働防護協議会や協働防護計画等、官民の関係者が協働してハード・ソフト両面から港湾における気候変動適応を図る「協働防護」に係る一連の取組が法制度化された。また、国の港湾行政の指針である「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」(2025 年 10 月国土交通大臣告示)においても特に考慮すべき基本的な事項として協働防護の取組推進が明記されている。

その後、法制度化された枠組みを実務上、円滑・着実に進めるため、協働防護計画作成に係る具体的なポイントを港湾管理者向けに解説した「協働防護計画作成ガイドライン」を 2025 年 6 月に取りまとめている。このガイドラインの活用により、国、港湾管理者、関係地方公共団体、港湾立地企業等の関係者が連携して「協働防護計画」をとりまとめ、台風襲来時等においても港湾物流や企業活動を継続することによる我が国の経済の停滞の防止が期待されている。

一方、今後の港湾における気候変動適応の取組を着実に進めるためには、協働防護計画に位置付けた事業の実施・運用枠組みや継続性を確保する観点から、法制度上作成が可能とされている協働防護協定の締結を推進することが必要である。その際、協働防護協定における費用分担の方法や違反時の措置等は、関係者の立場、役割及び受益と負担の程度等を踏まえた調整が行われることから、関係者の状況に応じた複数の協定締結のあり方が想定される。

そのため本手引きは、協働防護の取組の継続性・実効性を確保するため、協働防護計画の内容を踏まえつつ、承継効(売買等で土地の所有者等が代わっても次の所有者等に協定が引き継がれる効力)を有する協働防護協定の締結に向け、協定に盛り込むべき内容や留意事項等を取りまとめたものである。

なお、協働防護計画は港湾法に基づき港湾管理者が作成するため、「協働防護計画作成ガイドライン」は、港湾管理者を主な対象として、協働防護計画の策定に必要な考え方、手順及び留意事項を整理したものであり、関係する国、地方公共団体及び港湾立地企業等との共通理解の形成を図ることを目的としている。これに対し、協働防護協定の締結主体としては、公的主体及び民間主体の多様な関係者が想定されることを踏まえ、本手引きは港湾管理者、地方公共団体、港湾立地企業等の幅広い関係者を対象としている。

表 1-1 「協働防護計画ガイドライン」と「協働防護協定の手引き」の比較表

	協働防護計画作成ガイドライン	協働防護協定の手引き
目的	<p>国、港湾管理者、関係地方公共団体、港湾立地企業等の関係者が連携して「協働防護計画」を取りまとめることによって、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を総合的な防災・減災対策として実施し、台風襲来時等においても港湾物流や企業活動を継続することによる我が国の経済の停滞の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>協働防護計画に位置付けた施設や対策について、関係者が連携して確実に実施・運用していくための枠組みや役割分担等を定めるとともに、その取組の継続性を確保し、各関係者による事業実施を円滑に推進することを目的とする。</p>
対象者	<p>主に港湾管理者を対象</p>	<p>浸水に伴う被害を防止すべき一団の土地の関係者 ※公的主体の例 : 港湾管理者、地方公共団体 等 ※民間主体の例 : 港湾立地企業 等</p>
掲載内容	<p>協働防護計画の策定に必要な考え方、手順及び留意事項 等</p>	<p>承継効を有する協働防護協定の締結に向けた、協定に盛り込むべき内容や留意事項 等</p>

1-3 「協働防護計画」等の概要

協働防護計画は、国の基本方針に基づき、港湾計画において位置付ける港湾全体としての目標水準（海面水位の上昇量や台風の強度等の将来外力及び将来外力への対応の基本的な考え方）に基づき、目標や目標達成のために行う事業等を設定するために、港湾管理者により作成されるものである。また、協働防護計画作成に際し、港湾管理者は関係者で構成される協働防護協議会を組織することが可能となっており、民間事業者から協議会の立ち上げや自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

加えて、協働防護計画に定められた事業の実施主体は、承継効を付与した協働防護協定を締結することが可能となっている。

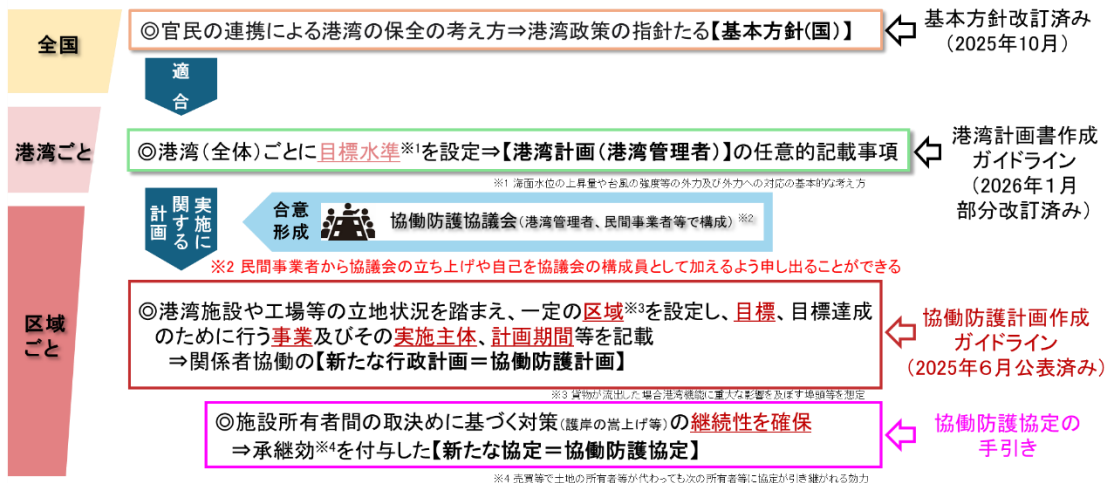


図 1-2 協働防護の制度的枠組みの全体像

参考に協働防護による気候変動適応の流れを以下に示す。

- ① 港全体において対応すべき気候変動シナリオ及び将来外力（海水面の高さや台風の強度等の外力）を港湾計画に位置付ける。
- ② 港湾計画への位置付けを踏まえ、施設の性能照査及びふ頭の脆弱性評価を行った上で、適応水準・適応時期及び対策内容の検討等を行い、協働防護計画を作成する。この際、必要な協議を行うため、協働防護協議会を組織することが可能。
- ③ 協働防護計画に位置付けられた港湾施設の整備又は管理に関し、承継効が付与される協働防護協定を締結し、港湾における気候変動適応対策の実施・運用枠組みの決定・継続性の担保を図る。

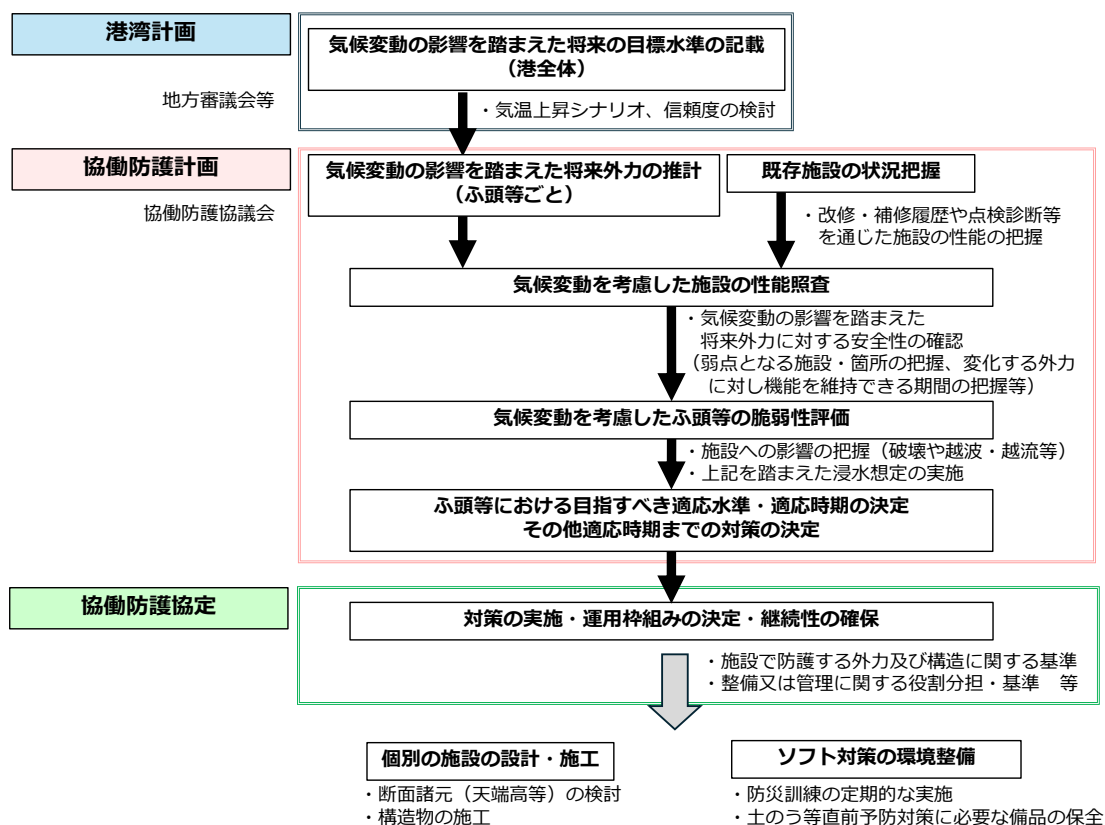


図 1-3 協働防護による気候変動適応の流れ

第2章 協働防護協定について

2-1 「協働防護協定」の必要性

港湾における気候変動適応については、2025年4月に改正された港湾法により、協働防護計画や協働防護協議会、協働防護協定等を通じ、官民の関係者が連携してハード・ソフト両面から港湾における気候変動適応を図る「協働防護」に係る一連の取組の法制度化がなされている。

協働防護計画は、港湾計画において定める港湾全体としての目標水準（海面水位の上昇量や台風強度等の将来外力、対応の基本的な考え方）に基づき、様々な関係者が協働して、気候変動にどの程度まで（適応水準）、いつまでに適応していくのか（適応時期）といった共通の目標やその実現に向けて実施する護岸のかさ上げ等といったハード対策や、コンテナの固縛等のソフト対策をとりまとめ、港湾管理者が作成する計画である。これに対し、「協働防護協定」は、協働防護計画に位置付けた施設や対策について、関係者が連携して確実に実施・運用していくための枠組みや役割分担等を定めるとともに、その取組の継続性を確保することを目的として、関係者間で締結するものであり、各関係者による事業実施を円滑に推進するために必要なものである。

特に、特定港湾施設（気候変動による浸水に備え、護岸等の嵩上げや防護壁の設置といった施設整備、及び点検や陸開操作、コンテナ固縛等の管理・運用上の対応が必要となる可能性がある港湾施設）の気候変動適応に関しては、長期間にわたる取組になることが考えられ、協定締結後も土地や施設が売買などで民間施設の所有者が変わることも想定される。そのため、新たな民間施設所有者に変わった場合も、ハード・ソフト両面の取組等について、その協定の効力が引き継がれる（承継効）ことが、対策の実施や運用の枠組みを確立し、事業の継続性を保つ上では重要であり、所有者が変わっても効力を持つ『承継効』を付与した協働防護協定が必要になる。

※港湾法抜粋

（協働防護協定の認可）

第五十一条の十一 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

（協働防護協定の変更）

第五十一条の十二 協働防護協定を締結した者（次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。）は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合に

においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(協働防護協定の効力)

第五十一条の十三 第五十一条の十一第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等(その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。)に対しても、その効力があるものとする。

2-2 「協働防護協定」の適用範囲

2-2-1 協定の対象区域

協働防護協定の対象区域は、港湾法第51条の6第2項に示される「協働防護区域（臨港地区内の区域であって、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して同施設の整備又は管理を行うことによって、浸水に伴う被害を防止すべき一団の土地の区域。）」の範囲内で関係者が連携・協働して実施する「特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業（護岸のかさ上げ等といったハード対策や、コンテナの固縛等のソフト対策。以下「最適化事業」という。）」の範囲を対象とする。このとき、浸水経路等を踏まえ必要最小限の関係者単位で協定範囲を区切るなど、1つの協働防護区域内で複数の協定が締結されることも想定される。

なお、協働防護区域の範囲としては、臨港地区内の区域を設定するため、協働防護協定の対象区域も同様の考えになることに留意する。

参考までに、協働防護区域の考え方について、次頁に示す。

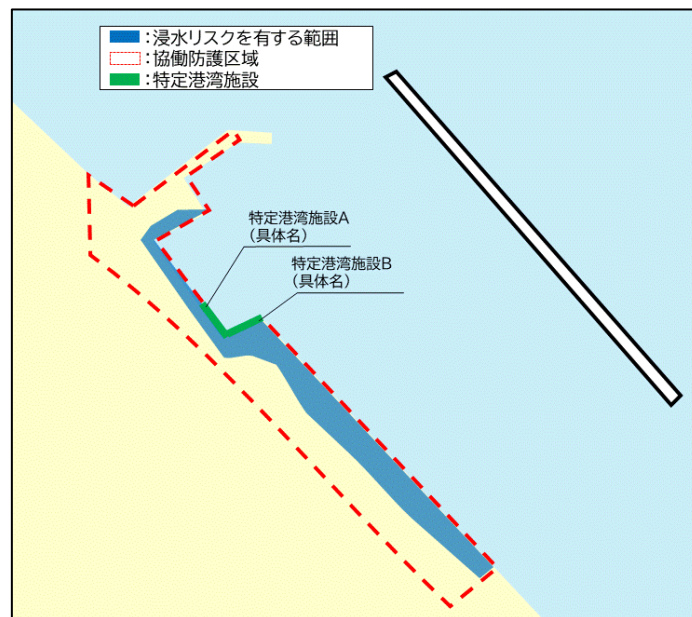
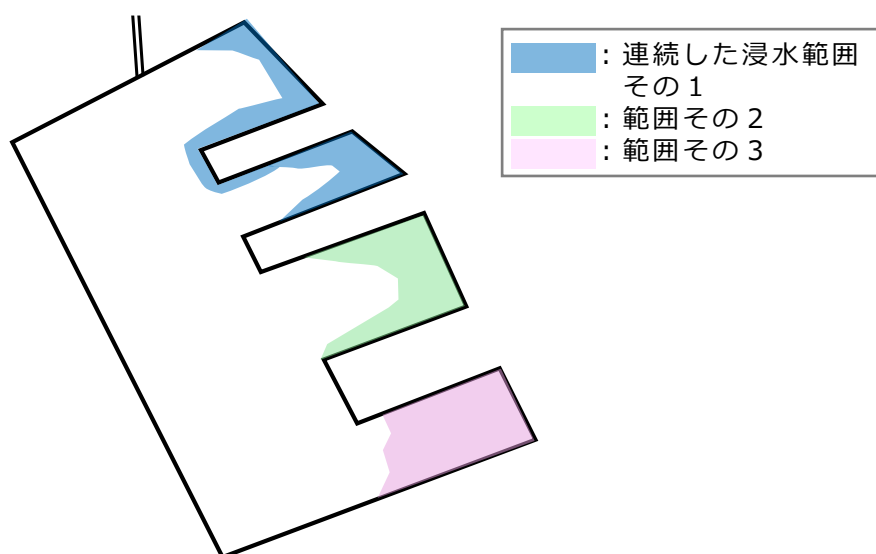


図 2-1 対象区域のイメージ

【参考】協働防護区域の考え方

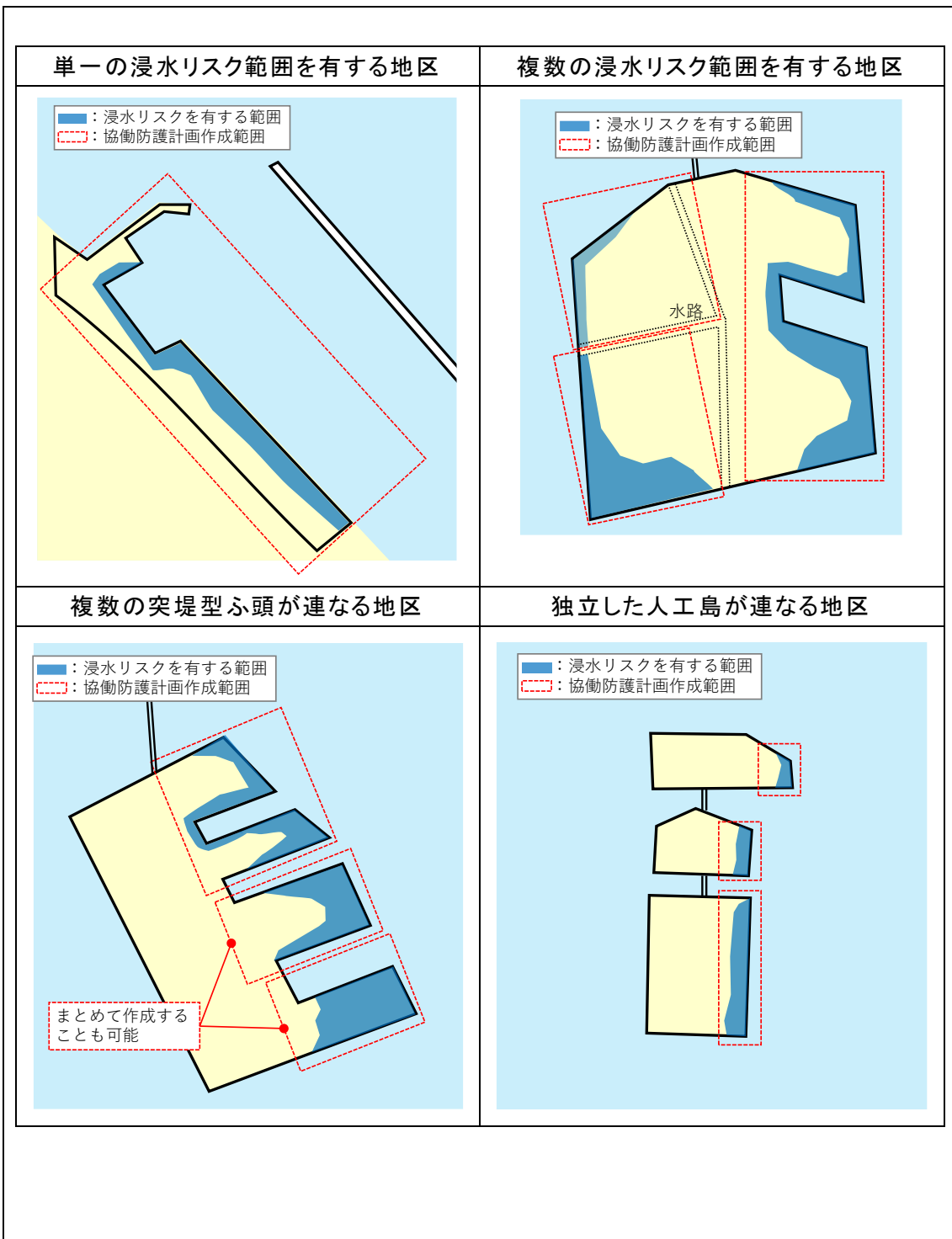
- ① 下図のように、未対策時に発生し得る、「連続した浸水範囲」の単位を検討する。
- ② ①に加えて、港湾施設や企業（倉庫、工場等）の規模・配置の状況から、既存施設の天端高を維持し続けること等も含め、作成主体である港湾管理者と施設所有者等が連携して浸水の防止が必要と考える一団の範囲を設定することでより広範囲かつ安定的な防護が可能となる。



連続した浸水範囲のイメージ図

次頁に作成範囲のイメージを例示する。なお、協働防護区域の範囲としては、臨港地区内の区域を設定することに留意する。

また、燃料貯蔵施設やプラント等、重要度の高い施設が立地するコンビナート等において、既に高い水準の施設整備が行われている場合には、他社と歩調を合わせつつ、独自に高い防護目標を設定しても良い。



2-2-2 協定の締結者

協働防護協議会には、関係機関や学識経験者など最適化事業の実施主体とは異なる立場の者が参加しているため、協定の締結者は協働防護協議会の構成員全員である必要はない。こうした背景から、協働防護協議会の構成員のうち、協働防護計画に定められた最適化事業であって、隣接する主体間で調整・連携を要するものや、他者への被害軽減に資するものについて、協働して取組む実施主体が協定の締結者となることが想定される。

なお、「実施主体」においては「当該実施主体」と「最適化事業に係る特定港湾施設の所有者」、「その敷地である土地の所有者」又は「当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「使用収益権者」という。）」が異なる場合は全員が対象となり、協働防護協定は、上記の実施主体全員の合意かつ、協働防護計画に係る港湾管理者の認可を受けて、締結することができる。

一方で、協定の参加者として最適化事業の実施主体以外の関係者についても、協働防護協議会の構成員であるか否かにかかわらず、協定を締結する実施主体に申し出て参加することができる。そのため、最適化事業により災害時に浸水やコンテナ流出による物損などの被害が軽減される可能性がある関係者（協働防護区域において特定港湾施設を所有又は管理する者で、協働防護協議会の構成員か否かは問わない）についても、協定の締結者となる場合があることに留意が必要である（港湾法第51条の9第2項）。

また、協定の締結においては、以下のイメージ図のように、締結者となる関係者には、複数パターンが考えられるため、それぞれのパターンに合わせて、協定内容を検討する必要がある。

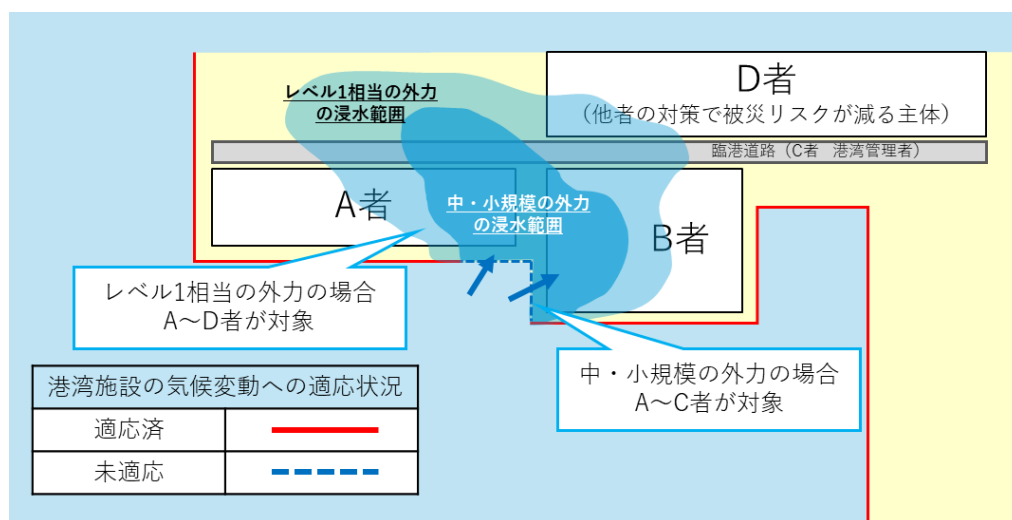


図 2-2 協働防護協定の締結者となる関係者（イメージ例）

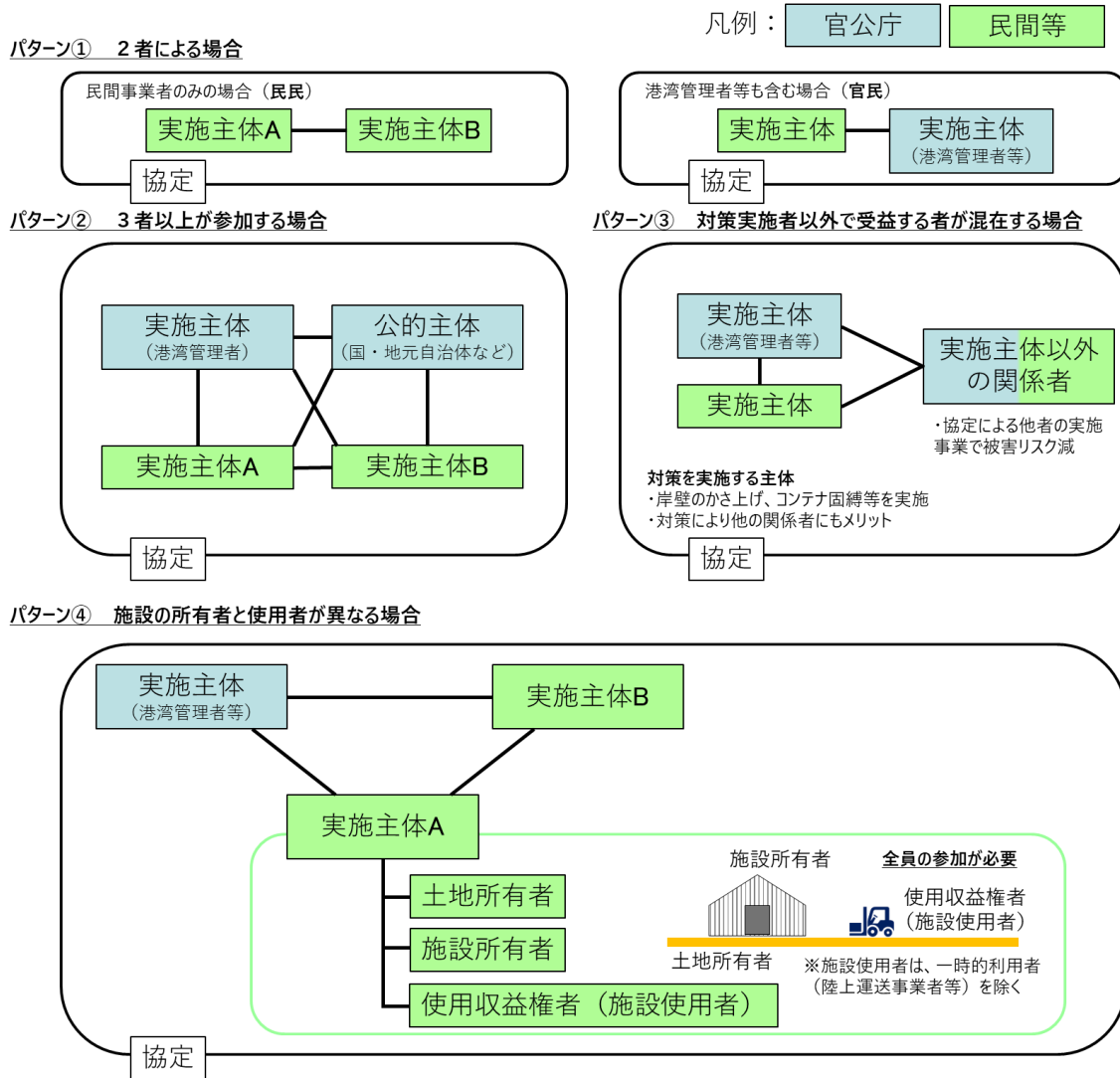


図 2-3 協働防護協定の締結者となる関係者のパターン（イメージ例）

前述で示したパターン例について、パターン別の協定締結者に関する留意事項を以下に示す。

表 2-1 パターン別の協定締結者に関する留意点

パターン	協定締結者の例	協定締結者に関する留意点
パターン①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理社（実施主体） ・ 民間事業者（実施主体） ・ 民間事業者 2 者（実施主体） 	（基本とするパターン）
パターン②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者（実施主体） ・ 国、自治体等（実施主体） ・ 民間事業者（実施主体） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結者の関係性は対等である。 ・ 3 者以上で協定を締結する場合には、問題発生時における各者の責任範囲（責任分担）の整理が 2 者間より複雑となり、損害賠償や費用負担の割合が事案に応じて変動するなど、追加の調整が必要となる点に留意する必要がある。
パターン③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者（実施主体） ・ 民間事業者（実施主体） ・ 最適化事業の実施主体以外の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定に参加する最適化事業の実施主体以外の関係者においても、当該事業による被害軽減に伴う受益者負担や、隣接工事に伴う出入口の移設や動線変更といった付帯工事等で費用負担等が生じることが想定されるため、（当該港湾管理者が必要と認める者として）協働防護協議会にあらかじめ構成員として位置付けておくことが適当である。
パターン④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者（実施主体） ・ 民間事業者（実施主体 A） → 土地所有者、施設所有者、使用収益権者の複数主体で構成 ・ 民間事業者（実施主体 B） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定に位置付けられた特定港湾施設の所有者、土地所有者と使用収益権者（施設使用者）が異なる場合は、法令上はいずれも最適化事業の実施主体と位置付けられる（ただし、実際に事業を実施する主体は、事業内容に応じて限られることが想定される）。この場合、通常は各者が協定の締結者となるが、実施主体 A の関係者が相互に連帯責任を負った上で代表者を決定できる場合

パターン	協定締結者の例	協定締結者に関する留意点
		<p>は、実施主体を1者として、協定を締結することも可能である。なお、この場合でも、費用分担等の体制・ルールを関係者間で定めておくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用収益権者に関しては、一時使用の場合を除くため、港湾運送事業者・陸上運送事業者は対象外になることが想定される点に留意が必要である（ターミナル運営事業者・倉庫事業者等の長期に亘る定常的な使用者であれば含まれる）
<p>共通事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結者は、代表取締役など組織の代表権がある役職とする。ただし、現場責任者等を締結者としていたい場合は、取締役会などから代表権を与えられたことがわかる委任状等の証明書等を提示することが望ましい。 ・協定の締結にあたっては、事業の信頼性の確保の観点から、本協定の目的に反する行為を行わない旨の誓約書の提出を求められることも考えられる。 	

※実施主体：最適化事業を実施する関係者（港湾管理者や民間事業者、国、地方自治体を想定）

※実施主体以外の関係者：実施主体ではないが、最適化事業の実施によって、浸水やコンテナ流出等による被害のリスクが低減する関係者（協働防護区域内に特定港湾施設を所有又は管理する者であり、協働防護協議会の構成員か否かは問わない）等

2-2-3 協定の対象施設

協定の対象施設は、協働防護計画に定められた最適化事業に係る特定港湾施設が対象となる。

また、協働防護計画の最適化事業と同様に、特定港湾施設そのものに限らず、当該施設の高さや機能を十分に発揮させるために必要となる周辺施設等についても、協定の対象施設となり得ることに留意する必要がある（例えば、協定対象である荷さばき地の嵩上げや胸壁の設置といった浸水対策を行う。また、地盤が低い区域では、排水口部が海面以下となり、雨水排水が困難となるため、嵩上げ等の対策と併せて、排水施設等を増設するなど雨水排水対策を検討する必要がある、これらの排水施設等についても協定対象となることが想定される）。

協働防護で想定される対策の例については、「協働防護計画作成ガイドライン」のP29～34にも掲載しているため、必要に応じて参照されたい。

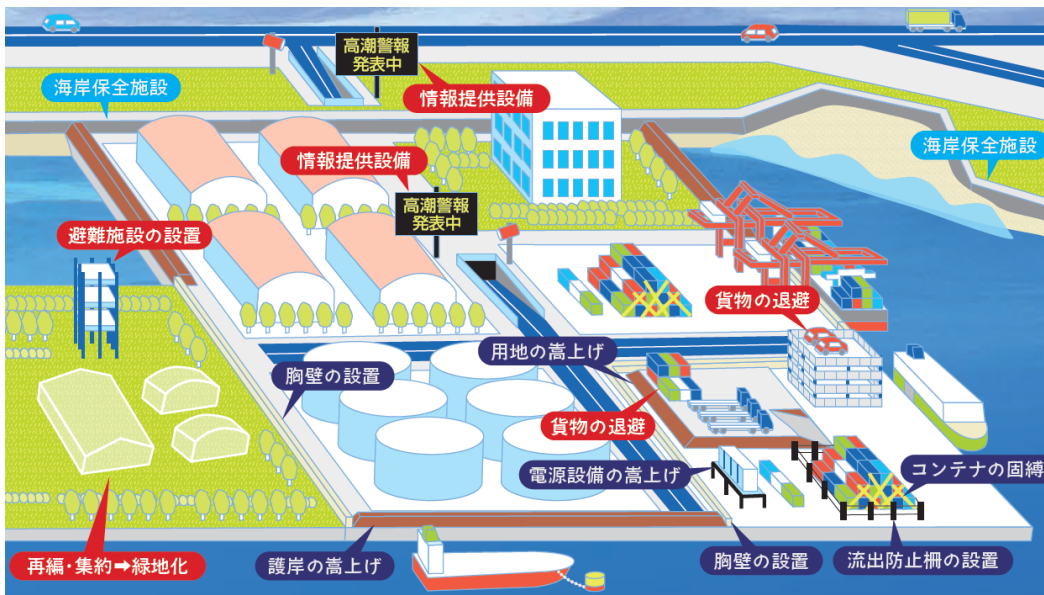


図 2-4 協働防護協定の対象施設の対策例(イメージ)

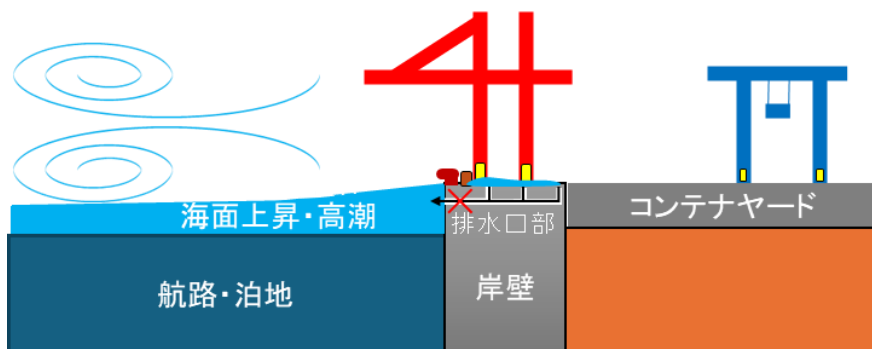


図 2-5 排水施設等の雨水排水対策が必要になるイメージ

なお、協働防護は、一部の主体が所有する護岸のかさ上げ等が不十分である場合、周辺の関係者まで浸水被害が及ぶといった、自社以外も含めた港湾全体の物流機能や産業機能への支障を防ぐための取組といった性質上、自社のみに影響するような対策を実施する特定港湾施設については、協定の対象外となることに留意すること。

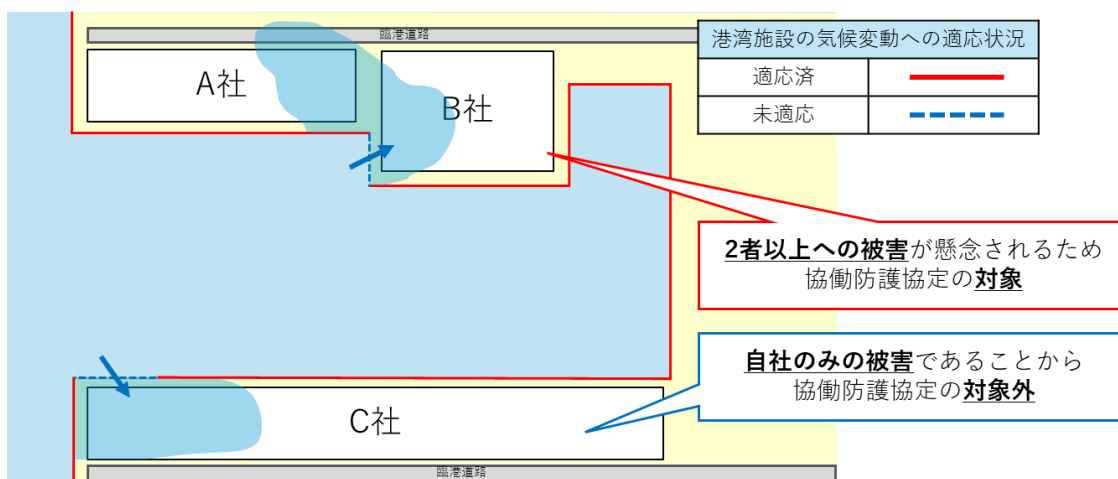


図 2-6 協働防護協定の対象について

また、特定港湾施設は、当該協働防護区域の概要、当該協働防護区域の特性を踏まえた気候変動に伴う高潮等の激甚化への対応の必要性に加え、港湾計画や協働防護計画において示されている港湾全体の目標水準等を踏まえた取組方針を基に設定されるものであることに留意する必要がある。参考までに、「特定港湾施設の対象施設」と「協働防護計画に位置付ける取組方針の設定例」について以下に示す。

- 協働防護計画の対象となる港湾施設
(港湾法第3条の3第3項における特定港湾施設) ※同条及び港湾法施行規則第1条の12より
- ・(外郭施設のうち) 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁
 - ・(係留施設のうち) 岸壁、物揚場又は船揚場
 - ・(臨港交通施設のうち) 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道又はヘリポート
 - ・航行補助施設(航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設又は港務通信施設)
 - ・荷さばき施設(固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地又は上屋)
 - ・旅客施設(旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所又は宿泊所)
 - ・保管施設(倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場又は貯油施設)
 - ・船舶役務用施設(船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設(港湾役務提供用移動施設を除く。)、船舶修理施設又は船舶保管施設)
 - ・港湾公害防止施設(汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設)
 - ・廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(港湾役務提供用移動施設を除く。))
 - ・(港湾環境整備施設のうち) 緑地又は広場
 - ・港湾管理施設(港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(港湾管理用移動施設を除く。))

- ・移動式施設（移動式荷役機械又は移動式旅客乗降用施設）
- ・（港湾役務提供用移動施設のうち）船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する車両

注）上記以外の施設については特定港湾施設に該当しないが、協働防護計画の実施に関し港湾管理者が必要と認める事項として記載することは可能。（港湾法第51条の6第3項第6号）

（取組方針の設定例）

【当該協働防護区域の概要】

当地区には〇〇港コンテナターミナルが立地するほか、輸入・輸出自動車、化学物質、金属スクラップ等を取り扱う埠頭を有する。さらに、これらの貨物を取り扱う運送事業者、自動車集配基地、製鉄工場等も立地する、〇〇地域の経済を支える重要な地区である。

平成〇〇年台風〇〇号では、高潮によりコンテナターミナルからコンテナが海域に流出したほか、保管自動車にも被害が生じた。

【当該協働防護区域の特性を踏まえた気候変動に伴う高潮等の激甚化への対応の必要性】

当地区ではコンテナ・完成自動車等、高価かつ高潮により流出しやすい貨物が多く取り扱われている。これらの貨物が流出した場合、当該貨物の価値損失のみならず、航路閉塞により岸壁が使用不可になるなど、影響が極めて大きいことから、対策が必要である。

【港湾計画における港湾全体の目標水準】

平均海面水位について2100年に59cmの上昇を見込むとともに、想定台風について伊勢湾台風級（最低気圧895hPa）を見込んでいる。

当該外力が発生した場合においても、堤外地を含め、港湾・産業機能が長期間にわたって停滞しないよう、総合的な対策を行う。

【これらを踏まえた取組方針】

上記を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を以下のとおり効果的に組み合わせ、最大の効果の発現を目指す。

＜ハード対策（外郭施設等の整備）＞

- ・〇年に1度発生する高潮に対応可能な構造を有する防潮堤、護岸、胸壁等の特定港湾施設を整備する。

実施主体	最適化事業の内容（特定港湾施設）	備考
〇〇県	〇〇護岸の嵩上（D.L.+●m）	20●年を目途に整備
	〇〇防潮壁の設置（D.L.+●m）	20●年を目途に整備
	流失防止柵の設置	20●年を目途に整備
	所有施設の維持管理	●年に1回点検実施
□□社	□□護岸の嵩上（D.L.+■m）	20■年を目途に整備
	所有施設の維持管理	■年に1回点検実施
△△社	△△防潮壁の設置（D.L.+▲m）	20▲年を目途に整備
	所有施設の維持管理	▲年に1回点検実施

＜ハード対策（その他の設備の整備等）＞

- ・固定式コンテナ流出防止柵の整備を推進する。また、固定式の整備が困難な区間については、移動式コンテナ流出防止柵の備蓄を行う。
- ・ガントリークレーンの電源設備のかさ上げを実施する。
- ・完成自動車を避難させるための高台、立体駐車場を整備する。

＜ソフト対策＞

- ・台風襲来時にはコンテナの固縛を行う。
- ・台風襲来時には完成自動車を高台又は立体駐車場に移動する。
- ・台風襲来時には陸間を適切に操作する。

2-3 「協働防護協定」締結までの流れ

「協働防護協定」締結までの流れについて、以下及び図 2-5 に示す。また、参考として、「協働防護協定」の変更及び廃止までの流れについても、図 2-6、図 2-7 で示す。

① 協働防護計画の作成

② 協働防護協定締結の発意

- ・協働防護計画に記載されている「協働防護計画の目標を達成するために行う必要となる事業」（最適化事業）の実施主体^{*1}の発意により、関係する他の実施主体等^{*2}と合意することで、協働防護協定を締結することができる。（港湾法第 51 条の 9 第 1 項及び第 2 項）

※1 実施主体には、最適化事業の実施主体、最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者、及び収益を目的とする権利を有する者（臨時設備や一時的な使用である場合を除く）が異なる場合は全員が対象となる

※2 協働防護計画に定められた最適化実施事業の実施主体以外の者であって、協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、協働防護協定の締結者である最適化事業の実施主体に申し出て、協働防護協定に参加することができる

③ 協働防護協定の作成

- ・協定を締結しようとする実施主体等が、協働防護協定の目的となる特定港湾施設や、目的となる特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の分担方法、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置等を検討し、協働防護協定を作成。（港湾法第 51 条の 9 第 3 項）
- ・なお、協定の検討に当たって、費用分担や違反時の取扱い、契約内容など、専門的な判断を要する事項が生じた場合には、必要に応じて弁護士等に相談することが考えられる。

④ 協働防護協定の申請

- ・協定を締結しようとする実施主体等は、港湾管理者の認可を受けるため、作成した協働防護協定を港湾管理者に申請する。（第 51 条の 9 第 1 項）

⑤協働防護協定の申請に関する公告及び利害関係人の縦覧【港湾管理者】

- ・港湾管理者は、協定を締結しようとする実施主体等から協働防護協定の認可の申請があった時は、国土交通省令※で定めるところにより、その旨を公告し、公告の日から2週間利害関係人への縦覧を実施。(港湾法第51条の10第1項、港湾法施行規則第15条の27)

※以下の事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 協働防護協定の名称
- 協定の対象施設の名称
- 協定の縦覧場所
- ・利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。(港湾法第51条の10第2項)

⑥協働防護協定の認可【港湾管理者】

- ・港湾管理者は、協働防護協定の認可の申請が以下のいずれにも該当する時は、当該協定を認可しなければならない。(港湾法第51条の11第1項、港湾法施行規則第15条の28)
- 申請手続きが法令に違反しないこと。
- 協定の対象施設の利用を不当に制限するものでないこと。
- 協定に定められている特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準や、管理に関する基準、整備又は管理に要する費用の負担の方法、その他目的となる特定港湾施設の整備又は管理に関する事項が、協働防護計画に適合すること。
- 協定の有効期間が、協定に定められた事項を実施するために適切な期間であること。
- 協定に違反した場合の措置が、協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

○認可に関する考え方の例

- ① 申請手続きが法令に違反しないこと。
 - ・港湾法第51条の9～14に従い、法令に準じた申請手続きとなっていることを確認する。
- ② 協定の対象施設の利用を不当に制限するものでないこと。
 - ・最適化事業の実施によって、本来の施設機能を損なうものではないことを確認する。
 - ※例：荷さばき地に設置する防潮壁の配置については、フォークリフトやコンテナ車の動線に滞りや危険を生じさせるものでないこと
- ③ 協定に定められている特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準や、管理に関する基準、整備又は管理に要する費用の負担の方法、その他目的となる特定港湾施設の整備又は管理に関する事項が、協働防護計画に適合すること。
 - ・協働防護計画の内容と整合性のある協定内容になっていることを確認。

- ④ 協定の有効期間が、協定に定められた事項を実施するために適切な期間であること。
- ・有効期間については、「協働防護計画」に定める目標期間内になっていること、1年間など短い単位となっている場合は、条文に毎回の更新に係る事項が定められていること等を確認する。
- ⑤ 協定に違反した場合の措置が、協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。
- ・協定は民法その他法令の遵守を前提に締結することから、例えば違反行為により生じる不利益以上の制裁的措置や、一方だけに有利な措置、明らかに高額な違約金の設定など、不当に重い負担を課す条文となっていないことを確認する。

⑦ 協働防護協定の締結

- ・実施主体等は、⑥の港湾管理者の認可を受けることで、協定を締結することができる。

⑧ 協働防護協定の公衆の縦覧【港湾管理者】

- ・港湾管理者は、協定の認可をした時は、国土交通省令※で定めるところにより、その旨を公示し、当該協定についてインターネットにより公衆の縦覧に供さなければならない。また、協働防護協定の目的となる特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、協定の対象施設である旨、又は協定の対象施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。
(港湾法第51条の11第2項、港湾法施行規則第15条の29)

※以下の事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 協働防護協定の名称
- 協定の対象施設の名称
- 協定の縦覧場所

⑨ 協働防護協定の変更

- ・協働防護協定の締結者（承継効により協定の公示後に所有者等※になった者も含む）は、協定に定めた事項を変更しようとする場合、当該協定の締結者の全員の合意をもってその旨を定め、また港湾管理者の認可を受けなければならない。（港湾法第51条の12第1項）
- ・その際、⑤、⑥、⑧のプロセスは、変更の際も準用することに留意する必要がある。（港湾法第51条の12第2項）

※協定の公示後に、協定の対象施設の所有者、管理者、その敷地である土地の所有者、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者になった者

⑩ 協働防護協定の廃止

- ・協働防護の協定の締結者は、協定を廃止しようとする場合、当該協定の締結者の過半数の合意をもってその旨を定め、また港湾管理者の認可を受けな

ればならない。(港湾法第 51 条の 14 第 1 項)

・港湾管理者は、廃止の認可をした時は、その旨を公示しなければならない。
(港湾法第 51 条の 14 第 2 項)

なお、協働防護計画で定める外力条件について、長期的な外力の変化は、将来的に変化する可能性があることから、研究開発やモニタリング結果を踏まえ、協働防護計画の見直しと同様に、協定内容についても適宜見直すことが重要である。

また、協定が港湾管理者に認可されると、インターネット上で縦覧されるため、協定書の記載は公表可能な内容とすることに留意する必要がある。

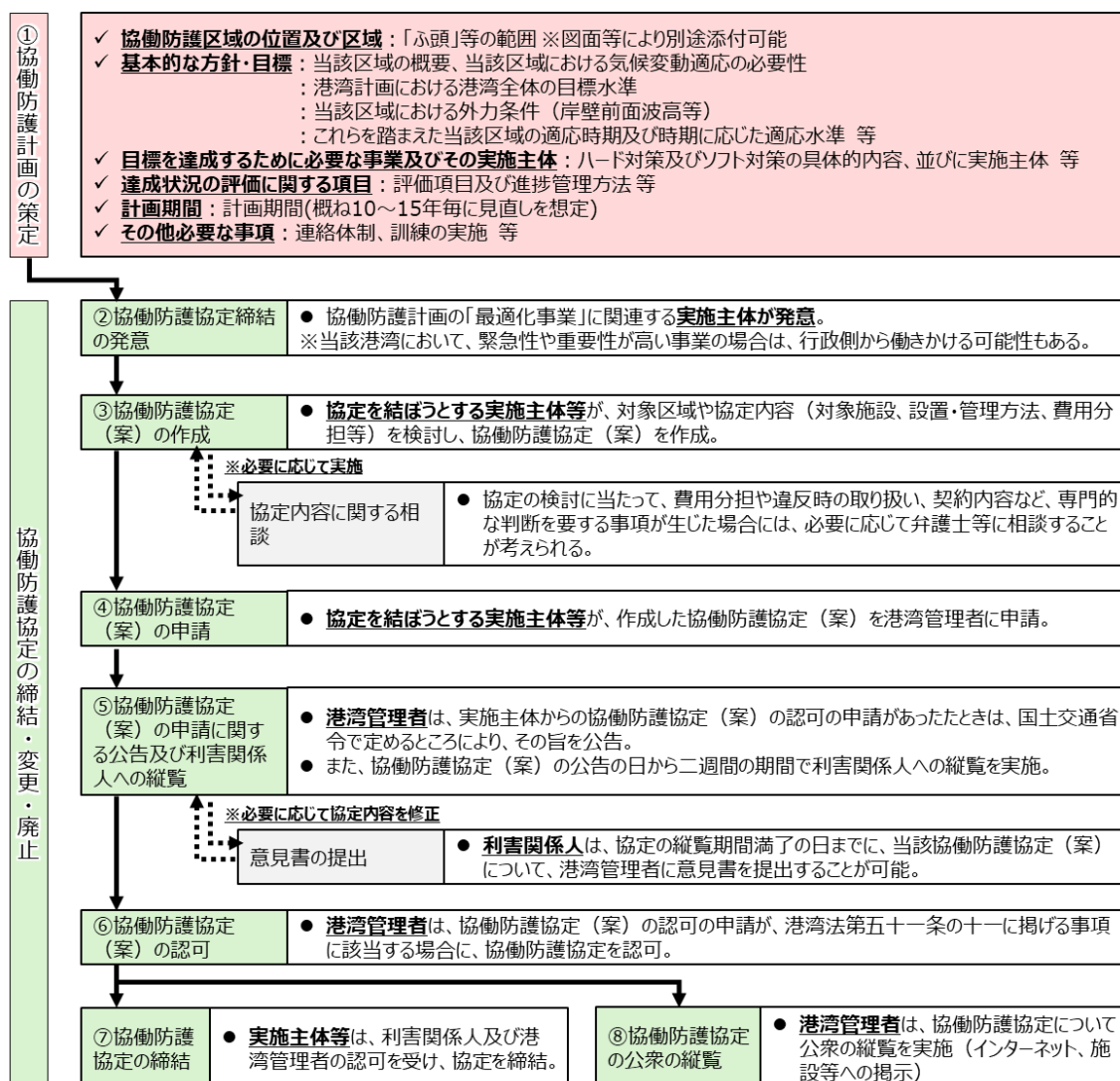


図 2-7 「協働防護協定」締結までの流れ

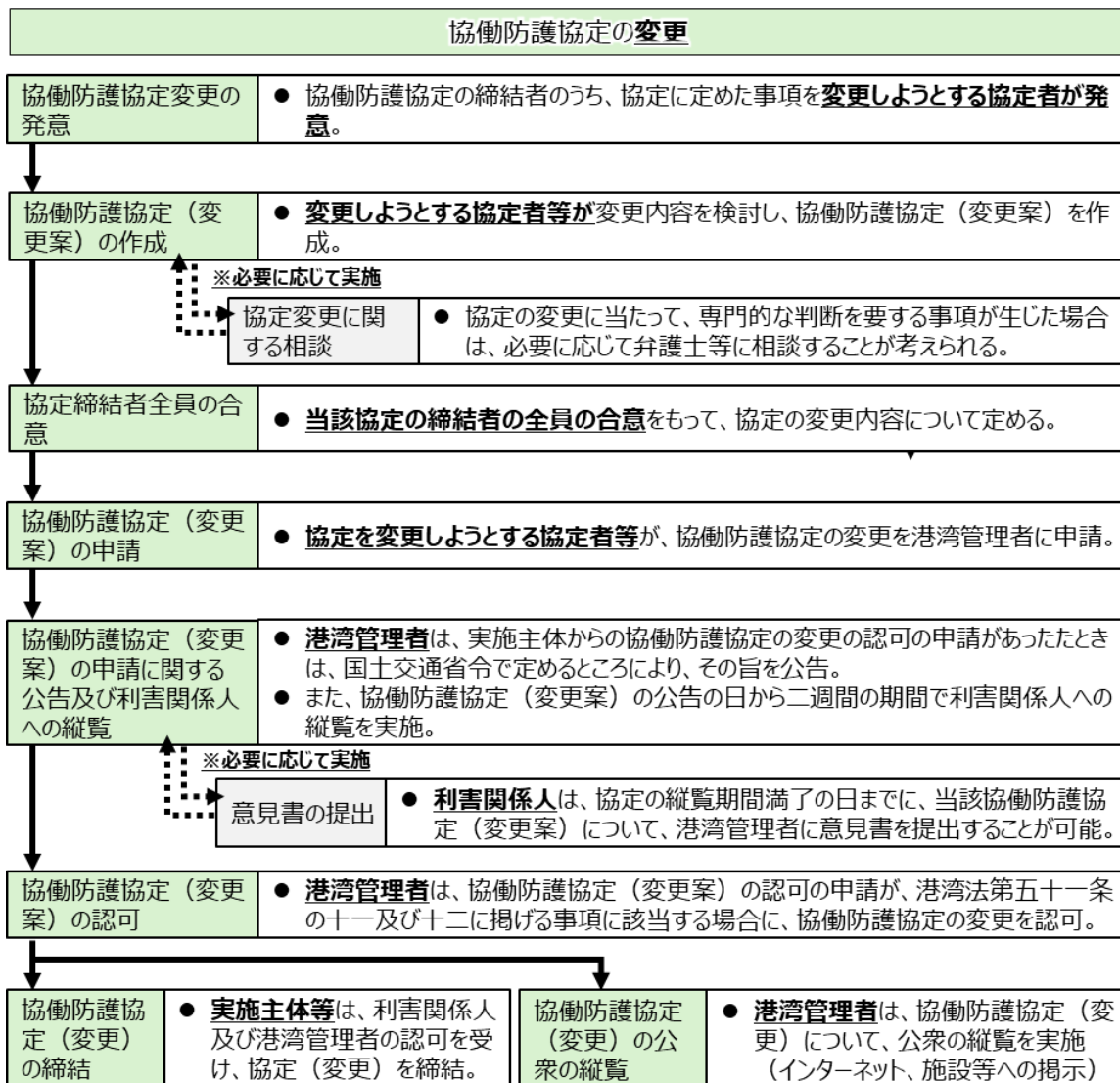


図 2-8 【参考】「協働防護協定」変更までの流れ

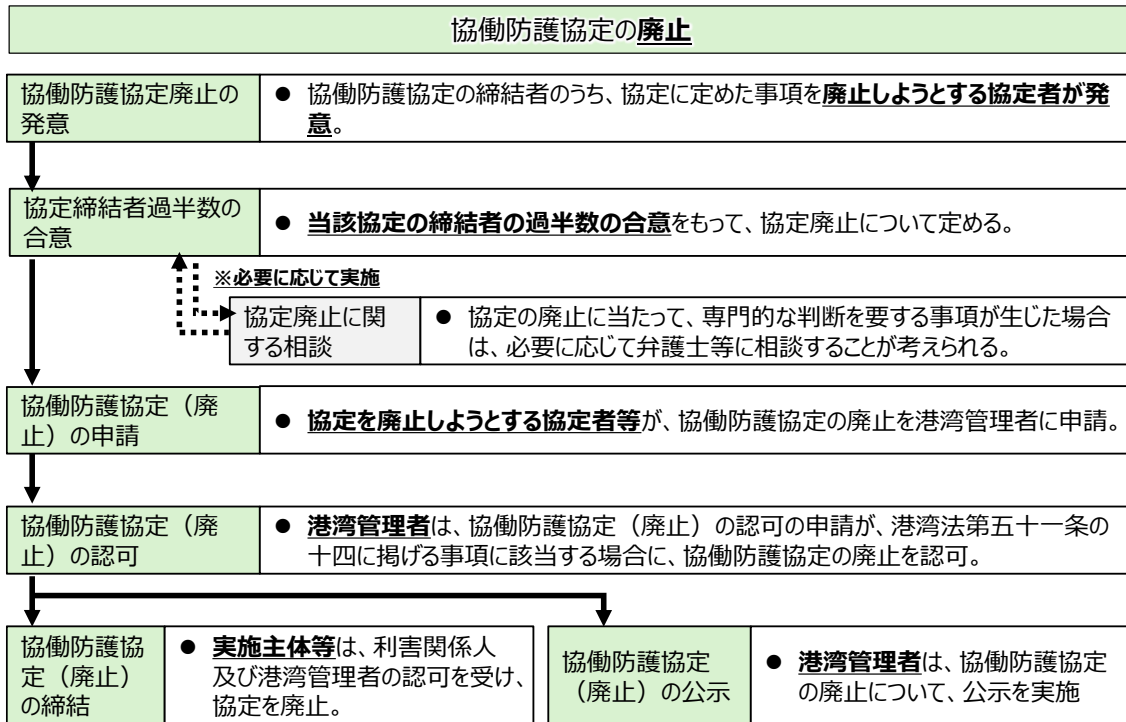


図 2-9 【参考】「協働防護協定」廃止までの流れ

2-4 「協働防護協定」の締結による効果

「協働防護協定」は、承継効（売買等で土地の所有者等が代わっても次の所有者等に協定が引き継がれる効力）を付した協定であり、協定締結によって以下のような効果が考えられる。

表 2-2 協働防護協定の締結による効果例

協定締結の効果例		
売買等による締結者変更時のトラブル回避	協働防護協定は、承継効を付した協定であることから、新旧の締結者の認識の違いによる、費用負担や責任の所在等に係るトラブルを回避できる。	
長期間のインフラ整備投資の確実(安定)な運用	承継効により、所有者等の最適化事業の実施主体が入れ替わっても同じルール（整備・管理）が適用されるため、特定港湾施設の整備目標が維持されることとなる。この結果、地域の安全が長期にわたって確保され、防災インフラ整備への投資が無駄になることを防ぐことができる。	
協定の対象施設への固定資産税の軽減	協働防護では、民有護岸の改良等に係る費用負担を軽減する特例措置が設置されており、協定を締結することで下記の特例措置を利用することができる。	
	【港湾における民有護岸の改良等に係る特例措置】	
	対象港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾
	対象施設	民間事業者が締結した協働防護協定の対象となる護岸・防潮堤・堤防・胸壁・岸壁・物揚場であって、当該民間事業者が取得又は改良したもの（※1）
	特例の内容	取得又は改良後5年間、固定資産税の課税標準を1/2（※2）に軽減
対象期間	令和11年3月31日まで（取得又は改良を完了）	
	※1: 協働防護計画作成費補助を受けて作成された協働防護計画に定められた事業で、国土交通大臣が認めた施設 ※2: 港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾に存する施設以外の施設については、5/6	
	【減免額の例】 開発保全航路または緊急確保航路に接する港湾において鉄筋コンクリート造護岸のかさ上げ（取得価額10億円）を行った場合、取得後5年間で固定資産税が約3100万円減免される。	

第3章 協定締結における留意点

協定締結は、港湾管理者からの認可が必要であり、港湾法第五十一条の十一に掲げる事項に該当することが必須であることから、港湾法に掲げる内容を含め、協定締結に向けて特に留意すべき内容を下表に整理した。(留意点に★がついている項目は、法令上協定に盛り込むことが定められた項目を示す。)

表 3-1 協定締結における留意点

No.	留意点	留意内容	解説箇所
1	★ 協定違反時の措置	違反時の取扱いは、関係者にとって合理的で公正な内容とするとともに、疑義がなるべく生じないように、想定される事案や判断基準を可能な範囲で明確に定義しておくことが重要である。一方で、予見困難な事態に際して関係者で協議の上、対応を検討できるよう、柔軟な運用を許容する規定とする必要がある。	4-2-2 協定書の作成例及び解説 第12条 第13条
2	実施主体以外の費用負担	対策の実施主体ではないが、最適化事業の実施によって、浸水リスクが低減する者（協働防護区域内に特定港湾施設を所有又は管理する者）が費用を負担する場合には、その負担についても規定する必要がある。	4-2-2 協定書の作成例及び解説 第10条
3	★ 協定特定港湾施設の整備目標時期	協定で示す個別の協定特定港湾施設の整備目標時期については、財務状況・自然災害等の影響で整備完了年次が前後する可能性がある。 そのため、本手引きを参考にどこまで具体的に記載するか協議する必要がある。また、状況に応じて段階的に協定を変更・更新するような方針を事前に決めておく場合も想定される。	4-2-2 協定書の作成例及び解説 第2条 別紙1
4	協定の締結者（実施主体）の範囲	港湾法を踏まえ、以下の内容を考慮する必要がある。 ・対策実施者、対象施設の所有者、土地の所有者、使用収益権者（臨時施設・一時使用は除く）が異なる場合は、全員で一つの実施主体として協定を締結することが可能。 一方で、実施主体内での連帯責任に関する	2-2-2 協定の締結者

No.	留意点	留意内容	解説箇所
		<p>内容も決めるべきであり、協働防護協定内、もしくは別に実施主体内のルール作りを行う必要がある。</p> <p>・実施主体以外で協働防護区域内に特定港湾施設を所有・管理する者は協定参加を申し出ることが可能である。</p>	
5	公表されることを踏まえた協定の表記	協定を港湾管理者に申請した場合や認可された場合は、インターネット上で縦覧されるため、協定書の記載は公表可能な内容とすることに留意する必要がある。	2-3 「協働防護協定」締結までの流れ

第4章 協働防護協定書の作成例

本章では、協働防護協定書の作成の参考として、協定の作成例について示す。なお、実際の作成にあたっては、当該地域の状況などを踏まえ、これらを参考にしつつ、新たな項目の追加も含めて、検討・協議が行われることを想定する。

協働防護協定における協定項目（例）の設定に当たっては、①港湾法で定められている内容に加え、②一般的な協定事例を基に、協定に基本的に記載されると考えられる項目や③当該地域の事情や協議状況等を踏まえて、記載が想定される項目を設定した。

また、協定事例の収集整理に当たっては、協働防護における最適化事業に関連して、社会資本の整備・管理・利活用等の分野における官民もしくは民間事業者間の協定締結事例や協定締結に関する各省庁の手引き等を参考としている。

協働防護協定書を作成する際は、本手引きに示す考え方や留意事項を参考に、協定内容を検討することができる。ただし、協定に係る実施主体等の組み合わせによって、協定項目の要否が異なる可能性もあるため、本手引きの内容を参考に、実施主体等の当事者間で協議を行った上で、必要な協定項目を規定することが望ましい。

なお、協定項目には、本ガイドラインに記載の無い項目についても、当事者間の協議により設定することも可能である。

4-1 「協働防護」における協定項目（例）

4-1-1 協定項目例の設定方針

上述の記載内容のとおり、本手引きにおける協定項目例の設定については、社会資本の整備・管理・利活用等の分野における官民もしくは民間事業者間での協定の締結事例や、協定の締結に関する各省庁の手引きを踏まえ設定した。

社会資本の整備・管理・利活用等の分野については、協働防護協定と同様の区域の内容として「港湾・海岸関連」、その他インフラ分野に関する内容として「都市整備、緑地、その他インフラ関連」、気候変動への適応等の災害時の内容として「防災関連」といった分野別の内容について参考とした。また、協定締結に関する各省庁の手引き等としては、「官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部）」、「みなと緑地 PPP ガイドライン（案）（国土交通省 港湾局 産業港湾課）」、「官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～（国土交通省 都市局）」を参考としている。各種事例の詳細については、付属資料を参照すること。

表 4-1 協定項目例の設定にあたり参考にした協定・手引き等(まとめ)

分野別の事例		参考とした協定項目等
各事例に共通する協定項目		「目的」、「対象区域・施設」、「費用の負担の方法」、「施設の整備・管理方法」、「計画書・報告書の作成」、「守秘義務」、「禁止・違反行為」、「損害賠償」、「有効期間」、「疑義に関する協議」、「協定解除・変更」等
港湾、海岸関連	港湾 BCP、水門・陸 開操作、官民連携 国際クルーズ拠点 整備等	関係者の情報共有等を目的とした「関連協議会の設置」といった条文を示している事例有。 ⇒ <u>協定関係者による協議会等の位置づけを明記するといった工夫が必要</u>
都市整備、緑地、その他インフラ関連	都市施設整備、緑地再編、河川インフラ整備等	共通項目と同様の内容が示されているが、図面等で位置図・断面図を示している事例有。 ⇒ <u>協働防護協定の範囲等を可視化する工夫が望ましい</u>
防災関連	避難施設利用、応急復旧活動、防災公園整備、事業の持続安定化等	「平時・災害時別の連携」といった条文を示している事例有。 ⇒ <u>平時・災害時別の連携を明示することが望ましい</u>
各種手引き等	浸水対策、みなと緑地 PPP、まちづくり等	協定締結に関して、留意すべき事項の解説や、締結までのフロー図等が示されている ⇒ <u>手引きでは、留意すべき事項の解説が望ましい。また、具体の解説やフロー図の掲載が望ましい</u>

4-1-2 協定項目例の分類

前述の事例を踏まえ、協定項目例を分類別に大別した。分類内容については下表に示す。なお、協定項目例の中には、なお、協定項目例の中には、①港湾法で定められている内容に加え、②一般的な協定事例を基に、協定に基本的に記載されると考えられる項目や③法令上定められた項目等には該当しないものの、当該地域の事情や協議状況等を踏まえて協定項目として採用することが望ましいものが考えられるため、これらの項目については、本手引きにおいて推奨項目として整理した。

なお、協定項目には、本ガイドラインに記載の無い項目についても、当事者間の協議により設定することも可能である。

表 4-2 協定項目例の分類について

分類	内容（太字下線部は法令上定められた項目等）
基本事項	協働防護協定に係る「目的」、「 特定港湾施設等 」、「対象区域」、「 特定港湾施設等の水面からの高さ又は構造に関する基準 」といった基本事項
協議・報告に関する事項	最適化事業の着手前に行う設計・施工等に関する協議と、円滑な事業進捗のための計画・進捗状況の報告等に関する事項
整備・管理に関する事項	最適化事業に関する実施主体等の役割分担、協定関係者による情報共有のための協議会等の設置、 特定港湾施設の定期的な点検、防潮堤の陸閘の操作、コンテナの固縛、移動式貨物流出防止柵の据付け等の管理に関する基準 、特定港湾施設等の土地・施設売買時の情報伝達（承継効）等に関する事項
費用負担に関する事項	特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法 に関する事項
リスクマネジメントに関する事項	協働防護協定に違反した場合の措置 （違反（禁止）行為を踏まえた、協定解除や損害賠償等の措置）や、安全管理等に関する事項
契約関連に関する事項	協定の有効期間、協定の解除・変更 、疑義に関する協議等の協定の締結に関する事項
その他（推奨項目）	<p>【許認可手続や権利関係の変更が生じる可能性がある場合に定めておくことが望ましい内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・施設等の許認可や届出に関する内容 ・土地・施設等の権利・義務・財産等の譲渡に関する内容 ・特定港湾施設用地の賃借に関する取扱いに関する内容 ・特定港湾施設用地等の使用期間に関する内容 ・業務の実施状況に関する調査に関する内容 <p>【近傍に地域住民が居住し、騒音等の苦情発生が見込まれる場合に定めておくことが望ましい内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情・要望・事故等の処理に関する内容

	<p>【被災時を想定した平常時・災害時への対応に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・平常時：災害時を想定した訓練の実施に関する内容・災害時：災害時の職員等の派遣に関する内容
--	---

4-2 協定書の作成例及び解説

4-2-1 協定書の構成例

4-1 の内容を踏まえた協定書の構成例を以下に示す。

【協定書の作成例の構成】

①基本事項

第 1 条（目的）

第 2 条（対象区域及び特定港湾施設）

第 3 条（特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準）

②協議・報告

第 4 条（事前協議）

第 5 条（実施状況の報告等）

③整備・管理

第 6 条（特定港湾施設の整備の方法）

第 7 条（特定港湾施設の管理の方法）

第 8 条（協定関係者による情報連絡会等の設置）

第 9 条（特定港湾施設等の土地・施設売買等時の情報伝達）

④費用負担

第 10 条（特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法）

⑤リスクマネジメント

第 11 条（守秘義務）

第 12 条（違反行為）

第 13 条（違反行為に対する措置）

第 14 条（事業実施におけるリスク分担の原則）

第 15 条（安全管理）

⑥契約関連

第 16 条（協定の有効期間）

第 17 条（協働防護計画における外力条件変更等に係る協議）

第 18 条（本協定の変更又は廃止）

第 19 条（疑義に関する協議）

参考：推奨項目に関する条文例

別紙 1 対象区域・特定港湾施設の位置図

別紙 2 特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準について

※太字下線部は法令上定められた項目等を示す

4-2-2 協定書の作成例及び解説

協定書の作成例については、解説を付して次頁以降に示す。

なお、作成例については、2-2-2のパターン①における2者間の協定を想定した一般的な例であり、当該地域の事情や協議状況等を踏まえて、追加・修正していくことが考えられる。

また、次頁以降の条文の事例では、協定締結者の代名詞を十干（甲・乙等）とする。ただし、協定締結者が多岐にわたる場合には、A社、B社、C社・・・と表記しても問題ない。

第1条（目的）

- 第1条 本協定は、協働防護計画に位置づけた事業の実行性・継続性を確保することで、〇〇港湾〇〇地区における気候変動適応の取組を進め、港湾活動・企業活動の継続性を確保することを目的とする。
- 2 本協定は、港湾施設や工場等の立地状況を踏まえ、一定の区域を設定し、目標や目標達成のために行う事業及びその実施主体、計画期間を記載した●●港（●●地区）協働防護計画の内容に基づき、甲及び乙の取り決めに基づく対策の継続性を確保するために、特定港湾施設の整備・管理等について定める。
- 3 甲及び乙は、協働防護協議会等で検討され、気候変動を考慮した浸水想定、適応水準や適応時期を踏まえた●●港（●●地区）協働防護計画に基づき、ハード・ソフト一体の各種施策を進めることで、総合的な防災・減災対策を図る必要性を確認し、本事業を実施する。
- 4 本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 5 本協定において「本事業」とは、●●港（●●地区）協働防護計画に基づき、甲及び乙が本協定により実施する特定港湾施設の整備、管理その他これに関連する一切の取組をいう。

（解説）

- ✓ 本条は、協定の締結趣旨及び基本的な方向性を明確にし、協定の解釈及び運用に当たっての基本的な指針とするための規定である。
- ✓ 協働防護計画等との整合性を踏まえ、協定を通じて「気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等に向けて、ハード・ソフト一体の各種施策を総合的な防災・減災対策として実施」する旨を明記すること。
- ✓ 条項見出しに基づく誤解や解釈の齟齬を避け、協定解釈については条文本文に基づいて行うことを明確化するため、4項の規定を設けることが望ましい。

第2条（対象区域及び特定港湾施設）

第2条 本協定の対象となる協働防護区域及び特定港湾施設の位置図は、別紙1に掲げるとおりとする。

2 本協定の対象となる特定港湾施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ●●地区▲号岸壁
- (2) ●●地区胸壁
- (3)

（解説）

- ✓ 本条は、協定の対象となる協働防護区域及び特定港湾施設を別紙の位置図及び施設一覧により明確にし、協定が適用される範囲を客観的かつ具体的に特定する趣旨で設けている。（港湾法第51条の9第3項第1号）
- ✓ 対象となる協働防護区域及び特定港湾施設の位置図については、双方の位置関係がわかるような形で示すこと。また、位置図に合わせて最適化事業の内容についても併記すること。
- ✓ 具体的なイメージについては、別紙1の解説を参照すること。

第3条（特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準）

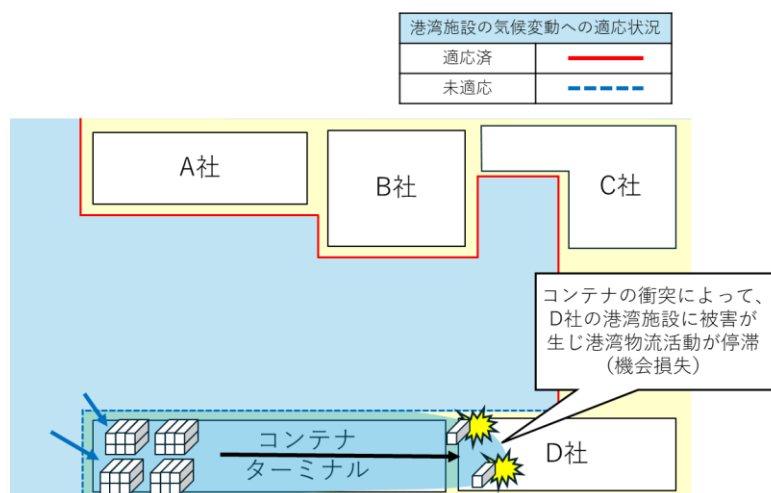
第3条 特定港湾施設は、別紙2に定める●●港（●●地区）協働防護計画の目標を踏まえ、将来の気候変動を踏まえた外力に対応できる水面からの高さ又は構造を満たすものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協働防護計画の目標を踏まえ、各施設が備えるべき性能水準を明確化し、協定に基づく対策の統一かつ計画的な実施を図るための規定である。（港湾法第51条の9第3項第2号イ）
- ✓ 水面からの高さ又は構造に関する基準に関して、想定する外力レベル等は、協働防護計画等の目標水準との整合を図る必要がある。
- ✓ 水面からの高さについては、基準水面からの高さ（T.P.やD.L.等）で示すこと。なお、D.L.は固定された基準面ではないことから、設定したD.L.から変動が生じた場合は、見直しを図ることに留意する必要がある。（港湾の施設の技術上の基準・同解説（P1510）より）
- ✓ 最適化事業として整備する特定港湾施設が別の施設と隣接する場合、接続部の高さや構造について隣接する者と調整すること。
- ✓ 最適化事業により、災害時の浸水被害やコンテナ流出等による物損被害などが軽減される可能性がある関係者についても、実施主体に申し出て協定に参加することも想定されるため、最適化事業が対応する外力条件とともに、当該事業を実施した場合に期待される効果についても記載することが望ましい。（当該最適化事業により浸水範囲が縮小することが分かるイメージ図等）

※コンテナの流出・衝突が生じ、背後の港湾施設に影響を与えることが想定されるが、最適化事業の実施によって、損失額が回避できる 等

（被害のイメージ図）



- ✓ 具体的なイメージについては、別紙2の解説を参照すること。

第4条（事前協議）

第4条 甲及び乙は、事業の実施に先立ち、特定港湾施設の設計及び施工等に関する事前協議を行う。なお、事前協議は、許認可の取得、工事承認、施設の使用開始等を保証するものではない。

- 2 甲及び乙は、それぞれ、事前協議の内容を踏まえて、自ら実施する事業の内容、方法、期間等を記載した計画書を作成し、互いに共有しなければならない。また、甲及び乙は、他の当事者から共有された計画書を確認し、必要に応じて修正を求めることができる。

（解説）

- ✓ 本条は、協働防護の趣旨を踏まえた円滑な事業実施を図るため、事業の実施に先立ち、特定港湾施設の設計・施工等について関係者間で事前に調整を行うことを定めた規定である。
- ✓ 事前協議は、事業実施に先立ち、特定港湾施設の設計及び施工の範囲や、その事業に要する期間等の枠組みを定めるものであり、許認可の取得、工事承認、施設の使用開始等を保証するものではないことに留意すること。
- ✓ 計画書の作成に際しては、事前協議で定めた内容を網羅した計画として作成すべきである。
- ✓ 上記の実施計画の作成に当たっては、『4-3 協定内容等チェックリスト』のチェックシートを活用するなど、抜け漏れがないように確認すること。
- ✓ 例えば甲が修正を求めても、設計・施工責任が乙に生じる場合、甲の修正要求は、港湾施設の保全・安全・法令等に関する合理的範囲の中で要求し、乙が修正に応じられない際には、甲から代替案又は乙から別提案を提示し協議することが望ましい。

第5条（実施状況の報告等）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施状況について、甲及び乙が定める様式により実施状況の報告を行い、年1回以上、互いに共有するものとする。

- 2 甲及び乙は、相互に報告等の内容を確認し、必要に応じて追加報告を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本協定に基づく事業遂行の過程で生じた重大な事故、大幅な工程遅延その他重大事項については、直ちに報告するとともに、必要に応じて中間報告等を実施するものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協定の円滑な運用を図るため、協定に基づく事業の実施状況について当事者間で定期的に共有するとともに、必要に応じて追加又は緊急の報告を行うことを定めた規定である。
- ✓ 報告内容については、協定締結者間で協議の上で決定し、適宜報告様式を定めること。報告内容としては、最適化事業の進捗状況や今後の見通し（工期や費用等に係る変更見込み等）、前回報告以降の主な動き、次年度の見通し等が想定される。
- ✓ 年度末の報告のみの場合、重大事項の把握が遅れる可能性もあることから、重大事故・大幅な工程遅延などは随時報告もしくは必要に応じて中間報告等を実施することが望ましい。
- ✓ 追加報告については、報告者の負担になる可能性もあることから、追加報告の対象範囲（エビデンス（根拠資料）、法令対応、重大リスク、重要な変更等に関する事項 等）についてあらかじめ決めておくことが望ましい。

第6条（特定港湾施設の整備の方法）

第6条 甲及び乙は、本協定及び関係法令等に基づき、特定港湾施設を整備するものとし、当該整備の実施に関しては、実施主体が自己の責任においてこれを行い、その結果、他の協定当事者又は第三者に損害等が生じたときは、当該実施主体は、当該他の協定当事者又は第三者に対し、一切の責任を負うものとする。

- 2 甲及び乙は、お互いの整備方法や接合部の取り合い等について、協議の上、調整しなければならない。

（解説）

- ✓ 本条は、協働防護において複数の主体が特定港湾施設の整備を行うことを踏まえ、各主体の責任の所在を明確にするとともに、施設間の整合性が求められる部分について適切な調整を行うための規定である。

- ✓ 最適化事業として整備する特定港湾施設が別の施設と隣接する場合、接続部の高さや構造について隣接する者との調整が必要となる場合や、隣接する企業の荷役活動等を阻害する可能性があるため、その点に留意する必要がある。
- ✓ 施設の整備について、他の者にその施工を委託する場合は、相手方の書面による承諾を得ることも考えられる。

第7条（特定港湾施設の管理の方法）

第7条 甲及び乙は、本協定及び法令等に基づき、特定港湾施設を管理するものとし、各施設の管理の実施に関しては、各自が自己の責任においてこれを行い、その結果、他の協定当事者又は第三者に損害等が生じたときは、当該実施主体は、当該他の協定当事者又は第三者に対し、一切の責任を負うものとする。なお、管理にあたっては、各自、維持管理計画書を作成し、それに基づき定期的な点検等を行う。

- 2 甲及び乙は、災害時における防潮堤の陸閘の操作、荷さばき地にあるコンテナの固縛、荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付け、その他の特定港湾施設の管理について、その実施のための計画を定めた上で自己の責任において行い、その結果、他の協定当事者又は第三者に損害等が生じたときは、当該実施主体は、当該他の協定当事者又は第三者に対し、一切の責任を負うものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、特定港湾施設について、整備後の維持管理から災害時の対応に至るまでの管理主体及び責任を明確にするための規定である。（港湾法第51条の9第3項第2号ロ）
- ✓ 施設の管理について、業者に委託する場合は、相手方の書面による承諾を得ることも考えられる。
- ✓ 施設の管理にあたっては、特定港湾施設に係る内容に加え、考慮すべき関連計画についても確認することが望ましい。
（例）港湾BCP、維持管理計画書、長寿命化計画 等
- ✓ 施設の点検等の維持管理業務は定期的実施することが想定されるため、維持管理記録の様式を事前に作成し、時系列で記録し、経年変化が追えるようにしておくことが望ましい。

第8条（協定関係者による情報連絡会等の設置）

第8条 甲及び乙は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、協定関係者による「●●協働防護協定情報連絡会（仮称）」等を設置し、原則として1年に1回以上協議の場を設けることを基本とする。

2 前項に定める協議の開催方法等については、甲と乙が協議して別に定める。

（解説）

- ✓ 本条は、協定に基づく取組が一過性のものにとどまることなく継続的に実施されるよう、協定関係者が定期的に情報交換を行う場を確保するための規定である。
- ✓ 協定の締結者（情報連絡会のメンバー）は、主に協働防護計画に係る協働防護協議会の構成員かつ最適化事業の実施主体になるため、協働防護協議会のメンバーとは異なることに留意する。
- ✓ 一方で、最適化事業の実施主体ではないものの、浸水やコンテナ流出による物損など、災害時に被害を受ける可能性がある関係者（協働防護区域で特定港湾施設を所有又は管理する者で、協働防護協議会の構成員か否かは問わない）についても、協定の締結者として情報連絡会等に参加できることに留意すること。

第9条（特定港湾施設等の土地・施設売買等時の情報伝達）

第9条 甲又は乙は、協定区域内の土地又は協定特定港湾施設について、売買、譲渡その他の原因により所有権等を移転しようとする場合、当該権利を取得しようとする者に対し、あらかじめ本協定の内容及びこれに基づく義務について書面により説明するものとする。

2 甲又は乙は、権利を取得しようとする者に対し、必要に応じて、土地又は協定特定港湾施設の管理等に関する図面及びその他必要な資料を共有するものとする。

3 甲又は乙は、第1項の説明を行った場合には、速やかにその旨を他の協定締結者に書面で届け出るものとし、その記録を双方で保管するものとする。

4 所有権を移転しようとする甲又は乙は、所有権移転登記の予定日が確定したときは、協定締結者全員に速やかにその旨を共有するものとする。また、所有権移転登記が完了次第、登記完了を証する書面（登記事項証明書の写しを含む。）を協定締結者全員に提出しなければならない。新たな所有者も、当該提出に協力するものとする。

5 所有権を取得した者は、所有権移転登記が完了した時点（以下「承継効力発生日」という。）以降、本協定に基づく締結者としての地位及び権利義務を承継するものとする。承継効力発生日に至るまでの期間は、前の所有者たる甲又は乙が本協定に基づく当事者としての地位及び権利義務を引き続き負う。

6 前項の承継効力発生日に先立ち、前の所有者たる甲又は乙は、新たな所有

者の代表者氏名、所在地、連絡担当者及び連絡先を記載した書面を、承継効力発生日の前日までに協定締結者全員に提出するものとする。

また、当事者間の協議により必要と認めるときは、新たな所有者に対し、緊急時の連絡先又は代理受領者の指定を求めることができる。

- 7 新たな所有者は、承継効力発生日までに、日本国内において本協定に基づく通知・書類の送達を受けることができる住所（又は事務所）及び受領権限を有する者（以下「国内送達先」という。）を指定し、その名称、所在地及び連絡先を協定締結者全員に書面で通知しなければならない。国内送達先に変更があったときも、同様とする。
- 8 前項による通知又は提出がない場合、又は通知に記載された連絡先で新たな所有者と連絡が取れない場合等で、新たな所有者が本協定に違反したことにより、協定特定港湾施設の整備・管理に著しい支障や協定締結者に被害等が生じたときは、前の所有者（その包括承継人を含む）は、協定締結者との間で、必要な是正措置の実施に要する合理的費用の負担及び被害額の補填について誠実に協議するものとする。
- 9 本協定に基づく通知、協議の招集及びこれに付随する書面の作成・提出は、日本語を本則とする。やむを得ず日本語以外の言語で作成する場合には、日本語訳を添付するが、日本語を正とする。
通知の方法は、書面の交付又は電子メールその他の電磁的方法により行うこととし、当事者間で協議して定めるものとする。
- 10 新たな所有者は、協定締結者が合理的に求める範囲で、事業内容、国際的又は国内的な経済制裁の対象となっているか否か、反社会的勢力該当性の有無その他関係法令上の適格性に関する確認に協力するものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協定区域内の土地や特定港湾施設について所有者が変更された場合においても、本協定に基づく役割分担や義務が確実に引き継がれ、協働防護の取組が途切れることなく継続されるように、所有権移転時における情報提供及び地位・権利義務の承継に関する規定である。（港湾法第 51 条の 13）
- ✓ 協定では、売主が宅建業者ではない港湾立地企業であることが想定され、必ずしも宅地建物取引業法上の重要事項説明が行われない可能性がある。そこで、売買時に必要な情報が確実に伝達されるよう、第 1 項のように協定内容及び協定に基づき取得者が負うこととなる義務を書面説明することを定めた協定項目を設けておくことが重要である。
- ✓ 上記の協定項目が無い場合、協定内容が十分に共有されないまま土地・施設の売買が行われるおそれがあるため、情報伝達を行う場合には、第 3 項のようにその記録を双方で保管するなど、売買後の認識齟齬等の防止を図るように努めること。

※重要事項説明義務の有無に関するパターン

- ・ 売主：宅建業者、買主：非宅建業者 ⇒ 売主である宅建業者に重要事項説明義務あり
- ・ 売主：宅建業者、買主：宅建業者 ⇒ 売主である宅建業者に重要事項説明の交付義務あり（説明の義務なし）
- ・ 売主が非宅建業者の場合 ⇒ 売主に重要事項説明義務はなし
- ✓ 民法上の「対抗要件（民法 177 条）」より、不動産の取得（所有権移転など）を第三者に主張する（対抗する）には、所有権移転登記が必須である。そのため、対外的に承継効の効力が発現するタイミングは売買契約を結んだ時点でなく、所有権移転登記が完了した時点に生ずるとした方が明確である。登記完了までの間は、前所有者が協定上の当事者としての地位及び義務を負うことに留意する必要がある。
- ✓ なお、第 6・7 項のように、所有者交代の際に生じ得る連絡不能や情報の空白を防ぎ、協議・通知・緊急対応を途切れなく継続するためには、承継前に新所有者の連絡体制を協定締結者全員で共有できるよう義務付けておくことが重要である。
- ✓ さらに、第 8 項のように、連絡不能等により協定特定港湾施設の整備・管理に著しい支障や協定所定の対策が未実施のまま実被害が生じる可能性もあり、そのような場合でも最適化事業の整備を担保するため、前所有者（合併等により権利義務をすべて引き継いだ会社なども含む）が協議の上で費用負担・補填等に誠実に対応する枠組みを規定することで、被害拡大防止を図る例としている。なお、協定の拘束力をより強める必要がある場合には、「誠実に協議するものとする」ではなく、前の所有者及び新たな所有者が連帯して責任を負う旨を明記するなど、より厳格な規定とすることも考えられる。
- ✓ また、第 9 項のように訳語差異や到達方式の不明確さによる解釈上の紛争を回避しつつ、港湾の公共性・安全保障上の観点から不適切な主体の関与を未然に防止して協定運用の安定性・実効性を担保する必要があるため、日本語正文・書面方式を原則とし必要時に訳文の添付を求めることが重要である。
- ✓ 加えて、第 10 項のように新所有者に対する制裁・反社会的勢力・法令上の適格性確認への協力を義務付けることが重要である。

第10条（特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づき、特定港湾施設のうち甲が行うA護岸並びに乙が行うB胸壁及びC護岸の各整備に係る費用については、甲〇%及び乙〇%の割合で負担するものとする。なお、管理費用については、整備主体者が負担するものとする。

また、前段に定める割合負担の対象とならない各当事者が自ら実施する整備又は管理に係る費用は、当該当事者が負担する。

- 2 甲及び乙は、前項前段に定める割合負担の対象となる整備に係る費用について、毎年度、各当事者が支出した費用の総額を確定させ、前項前段に定める割合での負担となるよう、精算するものとする。
- 3 前項に基づき各当事者が負担すべき費用の支払については、精算額の確定があった年度末までに遅滞なく支払うこととする。ただし、当事者間の合意がある場合には、別途協議により分割払とすることもできる。
- 4 協定締結後に新たに本協定に参画する者（以下「新規締結者」という。）がある場合においては、新規締結者は、参画時点において既に整備又は管理が実施されている特定港湾施設のうち、当該新規締結者が受益する特定港湾施設の整備又は管理に係る費用について、当該整備又は管理により当該新規締結者に生ずる被害軽減の割合を基準として負担するものとする。
- 5 前項の費用負担の割合は、次の各号に掲げる例に準じて定めるものとする。
 - 一 各当事者の受益の程度その他の事情を考慮して、合理的な範囲で調整すること。
 - 二 参画時点における整備及び管理に係る費用が既に確定している場合は、当該額を基礎として算定すること。
- 6 前二項に基づき新規締結者が負担すべき費用の清算及び精算については、第2項から第3項までの規定を準用する。
- 7 前各項に定める費用負担について、整備計画等の変更が生じた場合は、当事者間で協議した上で、必要に応じて費用負担を改めて定めることができる。

(解説)

- ✓ 本条は、当事者間の負担関係を明確化し、協定の円滑かつ安定的な運用を図るため、特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法をあらかじめ定めた規定である。(港湾法第51条の9第3項第2号ハ)
- ✓ 実施主体が、複数存在する協定の場合は、お互いの事業内容や受益の程度を踏まえ、整備又は管理に要する費用の負担額、支払い規則を設定することが重要である。
- ✓ 費用負担額の考え方の一例として、特定港湾施設が整備又は管理されることにより免れる被害額を基準に、費用分担を定量的に判断する方法等がある。
- ✓ 具体的には、「港湾立地企業における気候変動リスク評価手法ガイドライン (R7.6)」のP38以降に、対象資産価格に、浸水深に応じた被害率(浸水深別被害率)を適用して被害額を算定する方法が掲載されているため参考にされたい。
- ✓ 一方で、実施主体ではないものの、浸水やコンテナ流出による被害のリスクが低減する関係者(協働防護区域内に特定港湾施設を所有又は管理する者)等が存在するケースも想定されるため、その場合には実施主体以外の関係者の費用負担についても記載すること。
- ✓ 上記については、施設を整備する水際線の企業だけでなく、内陸に位置する企業についても同様に、特定港湾施設が整備又は管理されることにより免れる被害額を算出した上で、協働防護区域内の関係者で費用分担を定量的に判断することが重要である。
- ✓ 2～3項では、清算・精算・支払方法を記載しており、このように協定内で支払い条件を明確化しておくことが考えられる。なお、3項では、精算額の確定があった年度末までに一括して支払うことを原則としているが、関係者の協議により、分割払い等の他の支払い条件を設定することも可能である(3項ただし書参照)。その他、支払い方法の例については以下に示す。

※支払い方法例

- ・個別支払方法：区画ごと・構造物ごとに整備主体が明確に分かれる場合、各関係者が自らの負担分を、工事請負者等に直接支払。
- ・代表支払方法：施設が連続しており区分発注が困難な場合、代表者(港湾管理者、代表企業等)が工事契約主体となり、各当事者が代表者に負担金を支払。
- ✓ また、協働防護区域内での新規開発や、気候変動の知見等が更新され、将来的に協働防護区域が変更となったこと等により、新たに防護対象となる者(協働防護区域内に特定港湾施設を所有又は管理する者)が生じた時においても、上記と同様に、第4・5項のように協働防護区域内の関係者で費用分担を定量的に判断できるよう、あらかじめ規定しておくことが望ましい。

- ✓ 加えて、参入時点において、当該特定港湾施設の整備費又は管理費が既に確定している場合には、その確定額を基礎として新規参入者の負担額を算定することが合理的である。
- ✓ 新規締結者が負担すべき費用の支払方法（一括払／分割払）及びその条件は、参画時の協議の段階であらかじめ決定しておくことが望ましい。特に分割払を選択する場合は、分割回数、支払期日、延滞時の取扱い（期限の利益の喪失・遅延損害金の有無・率）、概算で開始した場合の確定時精算の方法・期限等を明確化し、合意内容を書面で記録・共有することで、後日のトラブルを防止することができる。

（被害額の算定イメージ）

●算定例における条件

資産等の諸元	数値	単位
建物（事務所）	1,000	百万円
建物以外の償却資産	200	百万円
在庫資産	20	百万円
年間売上額	500	百万円

建物の諸元	数値	単位
建物階数（地上階数）	2	階



●建物の被害の算定例

被害率（事務所）	被害率	外力の規模	対象資産価格（百万円）	被害率	被害額（百万円）
床下浸水	0.065				
50cm未満	0.355	設計外力相当 (L1)	1,000	0.745	745
50cm～99cm	0.745	想定最大規模 (L2)	1,000	1.000	1,000
100cm～199cm	1.000				
200cm～299cm	1.000				
300cm以上	1.000				

第 11 条（守秘義務）

第 11 条 甲及び乙は、本事業又は本協定に関連して知り得た相手方の秘密情報について、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、予め、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（解説）

- ✓ 本条は、協定に基づく協議や事業の実施に当たり、港湾施設の構造、事業計画等の秘密情報が当事者間で共有されることを踏まえ、これらの情報が不適切に外部へ開示されることを防止するための規定である。
- ✓ 協定が港湾管理者に認可されると、協定内容についてインターネット上で縦覧されるため（港湾法第 51 条の 10）、協定書本体の記載は公表可能な情報とする。一方、実務上は協定書本体の他にも図面や報告書等のやり取りも想定されることから、守秘義務の対象範囲をあらかじめ締結者間で協議し、必要に応じて秘密保持契約（NDA）により文書で確認しておくことが望ましい。
- ✓ 売買等で土地・施設の所有者等が変わった場合、前所有者が所有している情報の取り扱いについて、協議する必要がある。

第 12 条（違反行為）

第 12 条 甲及び乙は、特定港湾施設の整備又は管理の実施に際し、主に次の行為をしてはならない。

- (1) 法令・条例・告示・技術基準等に違反する行為
- (2) 整備方法、管理方法、仕様又は運用の無断変更・独断判断に関する行為
- (3) 安全確保義務に反する行為
- (4) 災害対応・防災運用に関する不適切行為
- (5) 施設機能・利用に重大な支障を生じさせる行為
- (6) 委託・第三者関係に関する不適切行為
- (7) 報告義務・情報提供義務に関する違反行為
- (8) その他、協定の趣旨を没却する行為

（解説）

- ✓ 本条は、特定港湾施設の整備又は管理の実施に当たり、協定に基づく取組の前提となる遵守事項を明確化し、協定の趣旨に反する行為を未然に防止するための規定である。
- ✓ 上記に掲げた違反行為の主な例を下記に示す。なお、協定違反の判断等は、協定違反の内容がケースバイケースであることから、その時々判断になることに留意する。

	違反行為の例
(1) 法令・条例・告示・技術基準等に違反に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・適用される法令、条例、告示、技術基準、港湾管理者の要領等に違反して、施設の設計、施工又は管理を行うこと ・必要な許認可、届出、承認を受けず、又はその条件に違反して整備・管理を実施すること ・点検・記録・報告を法令で求められているにもかかわらず、これを怠ること
(2) 整備方法、管理方法、仕様又は運用の無断変更・独断判断に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結者間での協議や承認が必要とされている事項について、協議・承認を経ずに整備方法、管理方法、仕様又は運用を変更すること ・災害時対応や緊急措置の範囲を逸脱し、事後報告・是正を行わないこと ・提出・共有した計画書と異なる方法で整備・管理を行うこと ・違反行為への是正要求に対し、正当な理由なく従わないこと
(3) 安全確保義務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、作業員、第三者の安全を確保するために必要な措

に反する行為	<ul style="list-style-type: none"> 置（立入制限、警告表示、誘導等）を講じないこと ・防潮堤、陸閘、荷さばき地等について、点検不備や操作ミスにより機能低下又は危険な状態を生じさせること ・危険物、重量物等の管理を不適切に行い、事故の発生又はそのおそれを生じさせること
(4) 災害対応・防災運用に関する不適切行為	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時又は災害が予見される状況において、定められたソフト対策（陸閘の操作、コンテナの固縛、流出防止柵の設置等）を正当な理由なく実施しないこと ・災害対応の実施状況を記録せず、又は虚偽の記録・報告を行うこと ・関係機関からの防災上の指示に合理的理由なく従わないこと
(5) 施設機能・利用に重大な支障を生じさせる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の本来の用途を逸脱した使用を行い、黙認すること ・港湾施設の供用、航行安全、物流機能に著しい支障を与える管理行為を行うこと ・維持補修が必要な不具合を認識しながら、正当な理由なく放置すること
(6) 委託・第三者関係に関する不適切行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本協定で定められた承諾を得ずに、維持管理業務等を第三者に委託すること ・委託先に対する指揮監督を怠り、法令違反や事故を生じさせること ・委託先による秘密情報の不適切な取扱いを生じさせること
(7) 報告義務・情報提供義務に関する違反行為	<ul style="list-style-type: none"> ・整備又は管理に関する重要事項、事故、不具合、法令違反等を、協定締結者に報告すべきにもかかわらず報告しないこと ・虚偽又は誤解を招く内容の報告を行うこと ・協定に基づき求められた資料提出を、正当な理由なく拒否又は遅延すること
(8) その他、協定の趣旨を没却する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・本協定の目的に反する行為 ・協定締結者の信頼を著しく損なう行為、又は公的施設としての信用を害する行為 ・社会通念上著しく不適切と認められる行為 ・暴力団又は暴力団員が関与していると認められる行為

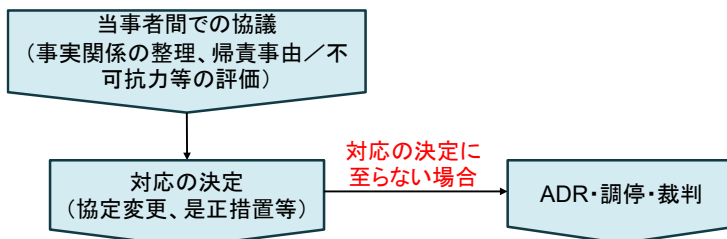
第 13 条（違反行為に対する措置）

第 13 条 前条に掲げる違反行為、その他本協定に定める義務に対する違反又はそのおそれ（損害の発生の有無を問わない）が認められたときは、甲及び乙は、当事者間で事実関係の整理及び帰責事由の評価等について協議し、必要に応じて是正措置又は本協定の変更その他の対応を講ずることができる。

- 2 甲又は乙が、前条に掲げる違反その他本協定に定める義務に違反したこと（違反した者を以下「違反行為者」という。）により相手方当事者に損害が発生したときは、当事者間で事実関係の整理及び帰責事由の評価等について協議を行い、相手方当事者は、法令等及び本協定の規定に従い、協定を解除し、又は違反行為者に対し、損害賠償その他の措置を請求することができる。ただし、協議の結果、当該違反が協定その他の義務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして違反行為者の責めに帰することができない事由によるものであると認められたときは、この限りでない。

（解説）

- ✓ 本条は、甲又は乙の認知、相手方の通知又は協定認可者（港湾管理者）の把握等により違反行為（のおそれ）が発覚した場合、損害の有無にかかわらず、まず当事者間で事実関係や帰責事由について協議を行い、必要に応じて是正措置や協定内容の見直し等を検討することにより、協定の実効性及び適正な運用を確保するための規定である。（港湾法第 51 条の 9 第 3 項 第 4 号）
- ✓ 第 13 条にも示す通り、違反行為はさまざまな状況や要因が想定され、ケースバイケースになることから、締結者間で協議しながら対応することを基本とする。（以下、協定違反時の対応フロー例）



- ✓ 一方で、違反となる場合や不可抗力に該当する要因を事前に定めることも想定されるため、違反内容とその際の措置を以下に例示する。

違反の重大度	違反発生リスクの要因例	考えられる 手続き・措置例
不可抗力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働防護計画で定める外力を上回る規模の自然災害、戦争・内乱、伝染病といった予見できない事象 ・ なお、物価高騰等による業績不 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の報告義務 ・ 当事者間での協議

	振については、その影響の程度が個別の経営判断に左右されるものであり、事業運営においてあらかじめ考慮されるべき性質の事象であることから、原則として不可抗力には含まれないと想定される	
軽微	・報告遅延・手続きの瑕疵	・当事者間での協議 ・是正要求
中程度	・報告なくハード・ソフト対策の遅延	・当事者間での協議 ・当事者間の合意に基づく協定変更 ・是正要求 ※是正されない場合は、重大へ移行
重大	・報告なくハード・ソフト対策の遅延・不履行により被害が発生	・当事者間での協議 ・帰責事由の有無の検討 ・協定解除 ・調停 ・損害賠償請求又は違約罰
無催告解除	・暴力団又は暴力団員が協定先の経営に実質的に関与していると認められる場合	・協定解除（無催告）

（損害賠償請求の基準）

- ✓ 協定に基づきハード・ソフトの各種施策を適切に行ったにもかかわらず、協働防護計画で定める外力を上回る規模の自然災害により被害が生じた場合は不可抗力と考えられる。

（損害賠償請求と違約罰の違い）

- ✓ 損害賠償請求と違約罰は意味が異なることに留意する必要がある。損害賠償請求は、実際に生じた損害について金銭により賠償金を求めるものであるのに対し、違約罰は、損害賠償とは別に、義務違反に対する制裁的な金銭負担を課すものとなる。
- ✓ 違約罰は、談合等の重大な義務違反に対して抑止効果を期待する場合には設定が必要となる可能性があるが、一般的な契約違反への対応としては、損害賠償請求による整理とするケースが多い。

(損害賠償金額の設定について)

- ✓ 損害賠償請求の定め方として、以下の二つの設定ケースのいずれを採用するかについて、当事者間で十分に協議を行うこと。なお、条文例では、②実損額方式を前提とした規定例としている。
- ✓ 損害賠償額の予定を決める際には、一部の協定締結者に過度な不利益が生じないように留意すべきである（違約金額については、当該事業等の内容やリスクの程度を踏まえ、過大又は過小とならないよう配慮すること）。

損害賠償金額の設定について	
①予定額方式 (事象によらず、一律の損害賠償金)	<ul style="list-style-type: none">・損害額の立証が難しい場合に、事前に損害賠償金額を設定する方法・例えば、民間(七会)連合協定工事請負契約約款では、損害賠償の予定金額を工事費用の10%と提示している。・なお、予定額を超えた被害が生じた場合に、その被害額を立証することで、予定額を超えた分の被害額も請求可能な条文とすることができる。(通常、協定に明文化されていない場合は、事前に設定した金額を超えて請求することはできない)
②実損害方式 (損害額の立証が必要)	<ul style="list-style-type: none">・被害によって生じた実際の損害額ベースで設定する方法。・損害賠償請求を行うにあたっては、損害額の立証が必要になることに留意する

(協定の変更が必要になった場合について)

- ✓ 違反行為等に対し、当事者間で事実関係の整理及び帰責事由の評価等について協議した結果、協定の変更が必要になった場合は、港湾法第51条の12及び本手引きの第18条に従い、協定変更の手続きを実施すること。

第 14 条（事業実施におけるリスク負担の原則）

第 14 条 甲及び乙は、それぞれ自己の責任において本協定に基づき各事業を実施するものとし、当該事業の実施又はその結果により当事者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失については、法令もしくは本協定に別段の定めがある場合を除き、自らこれを負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予見できない事象等の不可抗力に起因して本協定に基づく事業の実施に支障が生じ、又は損害・損失が発生した場合における対応方針及び費用負担その他必要な事項については、当該事象の内容等を踏まえ、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協定に基づく事業について、各当事者が自己責任を原則として実施すること及び不可抗力が生じた場合には当事者間の協議により対応するという考え方を示すための規定である。
- ✓ ここでいうリスクとは、最適化事業の実施に付随して当事者に生ずる経営上の影響を指し、例えば、かさ上げ工事に伴う係留施設の使用停止により発生する減収や整備に伴い更新する周辺機器の費用等を想定している。
- ✓ 一方で、災害の発生、感染症の蔓延その他の不可抗力に起因するリスクについては、通常の事業実施に伴うリスクとは性質が異なることから、第 1 項に定めるリスク負担の原則の適用対象とはせず、第 2 項に基づき、当事者間の協議により対応することが想定される。
- ✓ なお、第 10 条などにおいて別途費用負担を定めている場合はそちらが優先される。

第 15 条（安全管理）

第 15 条 甲及び乙は、本協定に基づく特定港湾施設の整備を遂行するにあたり、関係法令及び本協定に基づき、関係者の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく特定港湾施設の整備を遂行するにあたり、事故の発生など、自らや周辺企業等に影響が生じた場合には速やかに応急措置を行い、関係者に報告するとともに必要な再発防止策を協議のうえ実施するものとする。

3 甲及び乙は、上記の安全措置に要する一切の費用を自己の責任で負担する。

（解説）

- ✓ 本条は、協定に基づき必要な安全対策を講じ、事故の未然防止及び事業の円滑な遂行を図るための規定である。
- ✓ 港湾は、原材料の受入れ、製品の輸出入、エネルギー資源の供給などの役割を担っており、事故等によって港湾機能が停止又は低下した場合には、特定の事業者にとどまらず、サプライチェーン全体や地域経済に広範な影響を及ぼす可能性が高いことから、各関係者が主体的に安全管理を行う必要がある。
- ✓ 特定港湾施設の整備に関する安全管理については、既存の法令等に基づく必要な措置を講じる必要があることに留意する。
- ✓ 最適化事業として整備する特定港湾施設が別の施設と隣接する場合、接続部の安全管理について隣接する者との調整が必要となる可能性があるため、その点に留意する必要がある。

第 16 条（協定の有効期間）

第 16 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和〇年〇月〇日までとする。また、有効期間が満了するまでに、改廃について甲乙協議を行い、双方更新の合意を得た場合は、更新時点で有効な「●●港●●地区協働防護計画」の計画期間内で合意した期間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（解説）

- ✓ 本条は、あらかじめ協定の存続期間及び更新の要件を明示することにより、協定の安定的かつ計画的な運用を図るための規定である。（港湾法第 51 条の 9 第 3 項 第 3 号）
- ✓ 協定の有効期間を定めるものであり、協定終了後も性質上存続すべき条項（特定港湾施設の管理の方法 等）がある場合、引き続き効力を有する可能性があることに留意する。
- ✓ 協定の更新は、書面による合意がなされた場合に限り行われるなど、記録に残しておくことで、後日のトラブルを防止することができる。
- ✓ 更新期間は、更新時点で有効な協働防護計画の計画期間内としているが、財務状況・自然災害等により整備完了年次が前後する可能性があるため、計画改定の状況に応じて本協定の内容見直しを行うことを妨げないことに留意する。

第 17 条（協働防護計画における外力条件変更等に係る協議）

第 17 条 協働防護計画における外力条件等の変更が生じたときは、当該計画の見直し状況、研究開発の成果及びモニタリング結果を踏まえ、甲及び乙は、本協定の内容の見直しについて協議するものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協働防護計画における外力条件等が変更された場合に、本協定が従前の前提のまま形骸化することを防ぎ、計画の見直し内容を踏まえて必要な調整を行うための規定である。
- ✓ 協働防護計画で定める外力条件について、長期的な外力の変化は、将来的に変化する可能性があることから、研究開発やモニタリング結果を踏まえ、協働防護計画の見直しと同様に、協定内容についても適宜見直す必要がある。

第 18 条（本協定の変更又は廃止）

第 18 条 甲及び乙は、双方の書面による合意及び港湾管理者の認可を受けることにより、本協定を変更することができる。

2 甲及び乙は、双方の書面による合意及び港湾管理者の認可を受けることにより、本協定を廃止することができる。

（解説）

- ✓ 本条は、当事者間の合意に加え、港湾管理者の認可を要件とすることで、協定内容の変更又は廃止が適切な手続の下で行われることを担保するための規定である。なお、承継効が付与されている本協定の変更においては、施設所有者等の変更がポイントなるため、以下にその内容について示す。
- ✓ 当事者が 3 名以上の場合は過半数の合意が必要となる。
- ✓ 施設所有者等の変更による協定の変更の際は、変更前の協定内容（費用負担、役割分担等）について、承継効が付与されていることを新たな施設所有者等と確認する方がより丁寧である。
- ✓ この場合は、変更前の協定の内容を新たな施設所有者等が遵守しない場合には、そのことをもって変更前の協定締結主体が責任を負うものではない旨を協定上あらかじめ明示しておくことも想定される。
- ✓ 一方で、第 9 条にも記載のとおり、連絡不能等により協定所定の対策が未実施のまま実被害が生じる場合が想定されるため、最適化事業の整備を担保するためには、責任の範囲を前の所有者（その包括承継人を含む）にまで拡張することも考えられる。
- ✓ 協定の変更については港湾法第 51 条の 12、廃止については同法第 51 条の 14 に定められていることに留意する。

※港湾法（抄）

（協働防護協定の変更）

第 51 条の 12：協働防護協定を締結した者（次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。）は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

（協働防護協定の廃止）

港湾法第 51 条の 14：協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

第 19 条（協議）

第 19 条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙は、誠実に協議の上、これを解決するものとする。

（解説）

- ✓ 本条は、協定に定める事項に加え、定めのない事項に関しても、円満な解決を図る協議を行うことで、協定の円滑かつ適正な運用を確保するための規定である。
- ✓ 法令内容や本協定に明確に定められている事項は、原則として本条に基づく協議の対象とはならないことに留意する。
- ✓ 協議の経過及び結果は、必要に応じて議事録等により整理・共有することで、後日のトラブルを防止することができる。

参考：推奨事項に関する条文例

(解説)

- ✓ 以下は、取組の内容や状況に応じ協定項目として追加されることが考えられる内容について、推奨項目として例示したものである。
- ✓ なお、推奨項目に記載の内容は、あくまで例示であることから、実施主体の判断で必要な取り決め事項について条文を追加できることに留意すること。

【許認可手続や権利関係の変更が生じる可能性がある場合に定めておくことが望ましい内容】

- ・土地・施設等の許認可や届出に関する内容
⇒許認可の取得漏れや届出未了による事業停止や是正指導の発生防止
- ・土地・施設等の権利・義務・財産等の譲渡に関する内容
⇒新たに取得又は整備された施設・機器類の所有者や設計図・計算書等の所在が不明になることによって、将来時点で施設等が改修不能になることを防止
- ・特定港湾施設用地の賃借に関する取扱いに関する内容
⇒用地の賃借条件が曖昧なまま事業着手をすることで発生するトラブルや事業の停止等を防止
- ・業務の実施状況に関する調査に関する内容
⇒事業の未実施・長期放置等の事業内容の不透明化を防止

【近傍に地域住民が居住し、騒音等の苦情発生が見込まれる内容】

- ・苦情・要望・事故等の処理に関する内容
⇒苦情対応の責任範囲が不明確であることによるトラブルの長期化等を防止

【被災時を想定した平常時・災害時への対応に関する内容】

- ・災害時を想定した訓練の実施に関する内容
⇒災害時の連絡体制、施設の被害状況調査方法等が明確化されないことによる復旧対応等の遅れを防止

(許認可等及び届出等)

第〇条 本協定に基づき実施される各事業に必要となる一切の許認可等は、甲及び乙がその責任により取得及び維持するものとする。また、甲及び乙が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、甲及び乙がその責任において作成し、提出するものとする。

- 2 甲及び乙は、第 1 項に基づき甲及び乙が取得又は届出及び維持した許認可等に関して書類を作成し、提出した場合、その写しを保存するものとする。

(特定港湾施設用地の取扱い)

第〇条 特定港湾施設用地の取扱いについて、甲及び乙は、特定港湾施設の完成に向けて必要な措置を講じ、かつ特定港湾施設整備事業の実施に必要な許

認可等に関連して必要な措置を講じる。なお、特定港湾施設整備事業の実施に関し賃貸借契約を締結する場合、当該賃貸借契約には、以下に規定される条件を反映する。

- (1) 賃貸借の対象となる土地：添付する地図で示される協働防護区域の範囲
- (2) 賃貸借の期間：賃貸借契約締結日から事業終了日まで
- (3) 賃貸料：法令等に従い甲及び乙が保有している土地の鑑定評価額に基づき決定される金額。上記で定められた賃貸料は賃貸借期間中、固定とし、変更されないものとする。但し、自治体の条例その他の関連する法令等の変更によって改定された場合は、その改定後の算出方法に従う。

(権利・義務・財産等の譲渡)

第〇条 甲及び乙は、本協定に関連して取得した財産（本協定に基づく事業の実施に伴い新たに取得又は整備された有体又は無体の財産を広くいい、防護施設その他の不動産、附属設備、機器類のほか、設計図書、計算書、設計データ等の設計成果等を含む）を第三者に譲渡する場合、事前に相手方と協議し、承諾を得るものとする。

(苦情・要望・事故等の処理)

第〇条 甲又は乙は、業務遂行に関して苦情、要望又は事故が発生した場合、速やかに相手方に報告し、原因を調査のうえ、必要な再発防止策を講じるものとする。

(訓練の実施)

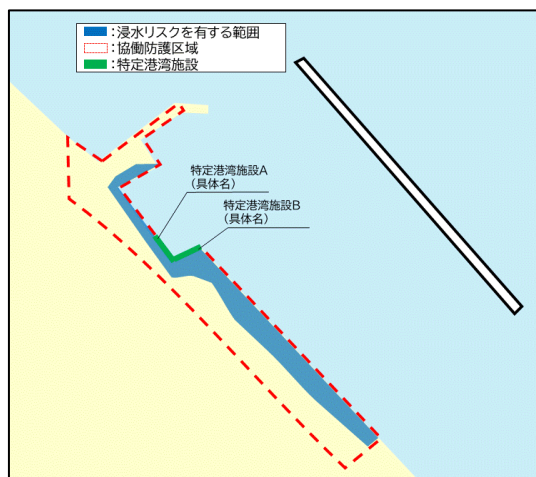
第〇条 甲及び乙は、災害時等における迅速な対応を確保するため、年〇回程度の訓練を共同で実施するものとする。なお、訓練計画は、甲乙協議のうえ策定する。

(業務の実施状況に関する調査)

第〇条 甲及び乙は、業務の適正な実施を確認するため、相手方の業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。なお、当該報告の要請があった場合、相手方当事者は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

別紙 1 対象区域・特定港湾施設の位置図

協働防護区域は●●港●●地区に位置し、以下の●●港協働防護区域として図示する区域とする。また、対象とする特定港湾施設の事業内容についても示す。



実施主体	最適化事業の内容 (特定港湾施設)	備考
〇〇県	特定港湾施設 A : 護岸の高上 (D.L. + ■ m)	20■年を目途に 整備
	所有施設の維持管理	■年に1回点検 実施
△△社	特定港湾施設 B : △△防潮壁の設置 (D.L. + ▲ m)	20▲年を目途に 整備
	所有施設の維持管理	▲年に1回点検 実施

(解説)

- ✓ 第2条の解説と同様に、対象となる協働防護区域及び特定港湾施設の位置図については、双方の位置関係がわかるような形で示すこと。
- ✓ 位置図に合わせて最適化事業の内容についても併記すること。
- ✓ 協定特定港湾施設の整備目標時期(上記イメージの備考欄)については、財務状況・自然災害等で整備完了年次が前後する可能性があるため、どこまで具体的に記載すべきか事前に協議し、状況に応じて段階的に協定を更新するような方針を事前に決めておくような留意事項を整理しておくことが重要である。

別紙 2 特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準について

特定港湾施設は、以下に定める協働防護計画の目標を考慮し、将来の気候変動を踏まえた外力に対応できる水面からの高さ又は構造等を満たすものとする。

記載項目例	項目内容の記載例	記載例の備考
採用する気候変動シナリオ	2℃上昇シナリオ（RCP2.6）の上位値	PCC 第5次報告書・第6次報告書、港湾計画、海岸保全基本計画等を勘案し、気候変動シナリオ及び目標の時期を設定。
目標時期	20●●年	
港湾計画に記載した外力	●年に1度発生する高潮・高波	過去に発生した既往災害の規模や頻度、既往施設の設計外力、周辺海岸保全施設の設計外力等を総合的に勘案して設定。
施設で防護する外力	●年に1度発生する高潮・高波	過去に発生した既往災害の規模や頻度、既往施設の設計外力、周辺海岸保全施設の設計外力等を総合的に勘案して設定。
施設で防護する外力に対する防護目標（適応水準）	対象とする外力による浸水を以下に抑制可能な水準を確保。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ガントリークレーン法線部： T.P.（D.L.）●m以上 ✓ □ヤード：T.P.（D.L.）●m以上 ✓ △△建屋：T.P.（D.L.）●m以上 	主要施設や貨物等の損傷・流失等が発生する閾値以下に各地点の浸水深を抑制する等の考え方で設定。
港湾計画に記載した外力に対するソフト対策	対象とする外力による浸水に対し、以下の措置を講じ、被害を軽減。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電源設備の嵩上げ ：T.P.（D.L.）●m以上 ✓ 移動式流出防止柵の確保 ✓ 止水板の確保 ✓ 現場作業員、警備員の退避の基準、退避場所の確保 	ハード面の対策を超える外力に対し、地域防災計画や港湾BCP等も踏まえ、設定。

（解説）

- ✓ 水面からの高さ又は構造に関する基準に関して、想定する外力レベル等は、協働防護計画等の目標水準との整合を図るべきである。
- ✓ 水面からの高さについては、基準水面からの高さ（T.P.やD.L.等）で示すこと。なお、D.L.は固定された基準面ではないことから、設定したD.L.から変動が生じ

た場合は、見直しを図ることに留意する必要がある。(港湾の施設の技術上の基準・同解説 (P1510) より)

- ✓ 最適化事業として整備する特定港湾施設が別の施設と隣接する場合、接続部の高さや構造について隣接する者との調整が必要となる場合があるため、その点に留意する必要がある。

4-3 協定内容等チェックリスト

参考として、協定作成時や港湾管理者への協定申請時に、港湾法で定める該当項目についての不足が無いかのチェックリスト例を以下に掲載しているため、必要に応じて活用することが望ましい。

表 4-3 協定申請時のチェックリスト例(締結者用)

	チェック項目 (該当する内容に☑)		チェック内容	関係法令
協定内容について (締結者用)	特定港湾施設について	<input type="checkbox"/>	協働防護協定の目的となる特定港湾施設について明記されているか	法 51-9-3 第 1 号
	特定港湾施設の高さ又は構造に関する基準について	<input type="checkbox"/>	協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ(防潮堤、護岸、堤防及び胸壁においては、天端の高さ)や構造に関する内容が協定に明記されているか	法 51-9-3 第 2 号イ ※任意事項
	特定港湾施設の管理に関する基準について	<input type="checkbox"/>	協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤の陸閘の操作、荷さばき地にあるコンテナの固縛、荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付け等、協定特定港湾施設の管理に関する内容が協定に明記されているか	法 51-9-3 第 2 号ロ ※任意事項
	費用負担の方法について	<input type="checkbox"/>	協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法について明記されているか	法 51-9-3 第 2 号ハ ※任意事項
	有効期間について	<input type="checkbox"/>	協働防護協定の有効期間について明記されているか	法 51-9-3 第 3 号
	違反措置について	<input type="checkbox"/>	協働防護協定に違反した場合の措置について明記されているか	法 51-9-3 第 4 号

表 4-4 協定認可時のチェックリスト例(港湾管理者用)

	チェック項目 (該当する内容に☑)		チェック内容	関係法令
協定の認可について (港湾管理者用)	申請手続について	<input type="checkbox"/>	申請手続が法令に違反していないか(関係者の合意を得ていない等)	法 51-11-1 第 1 号
	特定港湾施設の利用について	<input type="checkbox"/>	特定港湾施設の利用を不当に制限するものではないか	法 51-11-1 第 2 号
	特定港湾施設の基準等について	<input type="checkbox"/>	法 51-9-3 第 2 号イ～ハについての記載がある場合、その内容が協働防護計画の記載内容に適合しているか	施行規則 15-28 第 1 号
	有効期間について	<input type="checkbox"/>	協働防護協定の有効期間が協働防護計画に記載された最適化事業を実施するために適切な期間であるか	施行規則 15-28 第 2 号
	違反措置について	<input type="checkbox"/>	協働防護協定に違反した場合の措置が違反した者に不当に重い負担を課すものになっていないか	施行規則 15-28 第 3 号
	協定の公表(縦覧)を踏まえた記載内容について	<input type="checkbox"/>	協定が港湾管理者に認可されると、インターネット上で縦覧されるが、協定内容について公表可能な記載内容となっているか	法 51-10

同様に、協定書の具体的な中身についても、前述の 4-2 で示している項目を掲載することができるため、協定項目に関しても、内容に不足が無いチェックする上で、下表を活用することが望ましい。

表 4-5 協定作成時のチェックリスト例(港湾法に基づく記載項目)

チェック項目 (該当する内容に☑)	
第 2 条 (対象区域及び特定港湾施設)	<input type="checkbox"/>
第 3 条 (特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準)	<input type="checkbox"/>
第 6 条 (特定港湾施設の整備の方法)	<input type="checkbox"/>
第 7 条 (特定港湾施設の管理の方法)	<input type="checkbox"/>
第 10 条 (特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法)	<input type="checkbox"/>
第 13 条 (違反行為に対する措置)	<input type="checkbox"/>
第 16 条 (協定の有効期間)	<input type="checkbox"/>
第 17 条 (協働防護計画における外力条件変更等にかかる協議)	<input type="checkbox"/>
第 18 条 (本協定の解除又は変更)	<input type="checkbox"/>

※「第〇条」の表記は、4-2 の条文番号を示していることに留意

表 4-6 協定作成時のチェックリスト例(基本的に記載されると考えられる項目)

チェック項目 (該当する内容に☑)	
第 1 条 (目的)	<input type="checkbox"/>
第 4 条 (事前協議)	<input type="checkbox"/>
第 5 条 (報告書の作成・共有)	<input type="checkbox"/>
第 8 条 (協定関係者による情報連絡会の設置)	<input type="checkbox"/>
第 9 条 (特定港湾施設等の土地・施設売買等時の情報伝達)	<input type="checkbox"/>
第 11 条 (守秘義務)	<input type="checkbox"/>
第 12 条 (違反行為)	<input type="checkbox"/>
第 14 条 (事業実施におけるリスク負担の原則)	<input type="checkbox"/>
第 15 条 (安全管理)	<input type="checkbox"/>
第 19 条 (疑義に関する協議)	<input type="checkbox"/>
別紙 1 対象区域・特定港湾施設の位置図	<input type="checkbox"/>
別紙 2 特定港湾施設の水面からの高さ又は構造に関する基準について	<input type="checkbox"/>

※「第〇条」の表記は、4-2 の条文番号を示していることに留意

表 4-7 協定作成時のチェックリスト例(当該地域の事情や協議状況等を踏まえ記載が想定される項目)

チェック項目 (該当する内容に☑)	
(許認可等及び届出等)	<input type="checkbox"/>
(特定港湾施設用地の取扱い)	<input type="checkbox"/>
(権利・義務・財産等の譲渡)	<input type="checkbox"/>
(苦情・要望・事故等の処理)	<input type="checkbox"/>
(訓練の実施)	<input type="checkbox"/>
(業務の実施状況に関する調査)	<input type="checkbox"/>